

マイナンバー制度違憲差止訴訟と反対運動

ー神奈川訴訟意見書を中心にー

はじめに 住基ネット訴訟とマイナンバー制度

マイナンバー制度の構造的欠陥とプライバシー侵害

ー神奈川訴訟意見書に沿ってー

マイナンバー制度の低迷と6.4普及・利活用方針

自己紹介

- 1976年都内自治体の職員となり、2013年の退職後は再任用・非常勤職員として勤務
- 自治体職員となった時代

1970年前後に政府が計画した「省庁統一個人コード」が国民総背番号制度として反発をうけ中止
1967年の住民基本台帳法の施行により市区町村の住民基本台帳の電算化が開始



国民総背番号制度につながるのではないかとして反対運動が広がる

市区町村は住民の不安にこたえ「電算条例」「個人情報保護条例」を制定し、国民総背番号制度にならないよう市区町村のコンピュータシステムを外部につなげないことを住民と約束してコンピュータ化

- 2002年8月5日住基ネット開始

市区町村のコンピュータシステムを国民総背番号制度につなげないという「住民との約束」に反するものと考え、反対運動に取り組む(⇒やぶれっ！住基ネット市民行動)

住基ネットを基礎として作られる「番号制度」に対してもその危険性を指摘し反対

「共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会(共通番号いらないネット)」に参加

- 共著 「私を番号で呼ばないで」(社会評論社 2002年刊)
「マイナンバーは監視の番号」(緑風出版 2012年刊)
「共通番号の危険な使われ方」(現代人文社 2015年刊)

- 神奈川訴訟証人として、2019年3月7日証人尋問
東京訴訟原告として、2019年6月25日本人尋問

マイナンバー制度を制約する住基ネット金沢地裁判決

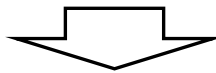
●画期的な2005年5月30日金沢地裁判決

離脱を求める者も全員参加させる住基ネットは憲法違反

「行政機関は、住民個々人について膨大な情報を持っているところ、これらは、住民個々人が、行政機関に届出、申請等をするに当たって、自ら開示した情報である。住民個々人は、その手続に必要な限度で使用されとの認識のもとにこれらの情報を開示したのである。

ところが、これらの情報に住民票コードが付され、データマッチングがなされ、住民票コードをマスターキーとして名寄せがなされると、住民個々人の多面的な情報が瞬時に集められ、比喩的に言えば、住民個々人が行政機関の前で丸裸にされるが如き状態になる。

これを国民総背番号制と呼ぶかどうかはともかくとして、そのような事態が生ずれば、あるいは、生じなくとも、住民においてそのような事態が生ずる具体的危険があると認識すれば、住民1人1人に萎縮効果が働き、個人の人格的自律が脅かされる結果となることは容易に推測できる。



そして、原告らが上記事態が生ずると具体的危険があると認識していることについては相当の根拠があるというべきである。」

住基ネットを合憲とした高裁・最高裁判決でも

住基ネットが個人情報相结合させる基点として利用され、個人情報が一元的に管理されれば権利侵害になることは認める

●2006年5月31日名古屋高裁判決

「原告らは、住基ネットによって原告らの公権力による包括的管理からの自由が侵害されている旨主張するが、……住民票コードが個人情報を相结合させる基点として利用されている証拠もなく、住民票コードが割り振られたことにより公権力による国民個人の情報の一元的管理が可能となるものでもないので、これによって原告らが何らかの権利ないし法的利益を侵害されたものとは認められない。」



●2008年3月6日最高裁判決

「……現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないことなどにも照らせば、住基ネットの運用によって原審がというような具体的な危険が生じているということとはできない。」

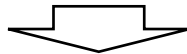
マイナンバー制度の制度設計にも反映

●「社会保障・税番号大綱」(2011/6/30政府・与党社会保障改革検討本部)

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/taiko_honbun.pdf

名寄せ⇒プロファイリング⇒「萎縮効果」⇒民主主義の危機

「仮に、様々な個人情報、本人の意思による取捨選択と無関係に名寄せされ、結合されると、本人の意図しないところで個人の全体像が勝手に形成されることになるため、個人の自由な自己決定に基づいて行動することが困難となり、ひいては表現の自由といった権利の行使についても抑制的にならざるを得ず(萎縮効果)、民主主義の危機をも招くおそれがあるとの意見があることも看過してはならない。」(15頁)



国民の間に生じるのではないかと考え得る3点の「懸念」に対処が必要

(1) 国家管理への懸念

国家により個人の様々な個人情報が「番号」をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかと懸念

(2) 個人情報の追跡・突合に対する懸念

「番号」を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、

- 集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかと懸念

- 集積・集約された個人情報によって、本人が意図しない形の個人像が構築されたり、特定の個人が選別されて差別的に取り扱われたりするのではないかと懸念

(3) 財産その他の被害への懸念

「番号」や個人情報の不正利用又は改ざん等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念

マイナンバー制度における安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

個人情報漏えいするのではないか？
個人情報悪用されるのではないか？

個人番号によって、外国のような成りすまし犯罪が頻発するのではないか？

国家が全ての個人情報を一元的に管理しようとしているのではないか？

番号制度はプライバシー権を侵害する制度ではないのか？

進歩する情報社会への対応

諸外国の問題点を踏まえた制度

広報による番号制度の正しい理解

最高裁合憲判決を踏まえた制度設計

制度上の保護措置

- 利用範囲・情報連携の範囲を法律に規定し目的外利用を禁止（番号法第9条・第19条）
- 成りすまし防止のため、個人番号のみでの本人確認を禁止（番号法第16条）
- 番号法が規定しない特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報ファイル）の作成を禁止（番号法第20条、第29条）
- システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施（番号法第27条、第28条）
- 個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第33条～第35条）
- 個人情報保護委員会による情報提供ネットワークシステムその他の情報システムに関する総務大臣その他の関係行政機関の長への措置の要求（番号法第37条）
- 罰則の強化（番号法第48条～第57条）
- 特定個人情報へのアクセス記録を個人自らマイナポータルで確認（番号法附則第6条第3項）等

システム上の安全措置

- 個人情報は一元管理ではなく従来どおり各行政機関等が分散管理して保有
- 個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を行うことで個人情報の芋づる式の漏えいを防止（番号法第2条第14項）
- アクセス制御により、番号法が規定しない情報連携を防止
- 個人情報及び通信の暗号化を実施
- 公的個人認証の活用
- 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保（番号法第24条）

等

住民基本台帳ネットワークシステム
最高裁合憲判決の趣旨
（最判平成20年3月6日）

- ①何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること
- ②個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと
- ③管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
- ④システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
- ⑤目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
- ⑥第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること

9

住基ネットと番号制度の違い

住基ネットの危険性と言われたことが共通番号制で現実化

	住基ネットについての国の説明	共通番号(マイナンバー)制度
利用・導入目的	居住関係の公証 給付や資格付与の際の本人確認	個人識別機能を活用し行政の効率化、 他の機関との迅速な情報授受
提供される情報	「秘匿性の低い」本人確認情報 (6情報)	「秘匿性の高い」個人情報(税・福祉)
個人情報の共有	データ・マッチングには使わない	データ・マッチングを目的
民間利用	利用しない	利用する(利用拡大方針が法に明記)
データの送信	「専用回線」	インターネットも利用(マイ・ポータル)
番号の変更	理由を問わず申請により可能	原則として認めない(漏洩等のみ)
事務の位置づけ	自治事務(地方公共団体の仕事)	番号の付番とカード交付は国の事務
カードの券面記載	住民票コードは記載しない	個人番号は記載し見ることができる

神奈川訴訟に提出した意見書

意見書作成の経緯

神奈川訴訟で申請した証人

- (1)憲法学者・・・住基ネット最高裁判決の合憲性の基準に適合していないこと
 - (2)個人情報保護審議会委員・・・番号制度の特に地方公共団体の運用について
 - (3)プライバシー侵害を引き起こす構造的欠陥・・・自治体の業務経験や運動を通して
 - (4)個人情報保護委員会事務局長・・・個人情報保護委員会の機能不全について
 - (5)原告本人・・・損害に関する立証
- (4)は認められず、(1)は都合で尋問できなくなり、(2)(3)(5)の3名を尋問

「番号制度」に対する意見書(2018年10月23日)

配布用に再編集

<http://www5f.biglobe.ne.jp/~yabure/action/2018/10-25/HaradaOpinionBrief.pdf>

https://drive.google.com/file/d/1x3EMhLwsi4sSr5wC53p_rvUPK7zR-Xfw/view

意見書原本

<https://drive.google.com/file/d/1UZ7Oe2aGsbBVBpjAC1qjFe4TY5z7jMY/view>

資料

https://drive.google.com/file/d/17oaBcFWr6iPCp_QU42vwN99PsFpA25yy/view

神奈川訴訟サイト

<https://nomynumber-kanagawa.blogspot.com/>

「番号制度」に対する意見書 目次

マイナンバー利用差止等訴訟・神奈川甲第59号証（2018年10月23日）

第1. 証人の経歴等

第2. 「番号制度」の仕組みと問題点

1. 個人番号等の付番のもたらす問題

- (1) 個人番号の付番と利用の仕組み
- (2) 住民票がない人等が行政サービスから排除される危険
- (3) 制度の根幹を揺るがす重複付番の発生
- (4) 「見える番号」であるマイナンバーの悪用の危険性
- (5) 行政機関からの大量漏えいの可能性
- (6) 団体監視に利用可能な法人番号の危険性

2. 情報連携の仕組みと問題点

- (1) データマッチングのもたらす危険性
- (2) 情報連携が備えるべき要件
- (3) 番号法が想定している情報連携は、要件を満たしているか
- (4) 情報提供ネットワークシステムの仕組みと問題点
 - ア システムの安全性を市民は検証できない
 - イ 「一元管理」と「分散管理」について
 - ウ 大量一括照会による情報収集も可能
- (5) 会計検査院による情報提供ネットワークシステムの問題点の指摘
 - ア 特定個人情報保護評価が正しく行われていないこと
 - イ 評価の遅延を迫認する個人情報保護委員会
 - ウ 副本データ更新のタイムラグで古い情報が提供の可能性がある
- (6) 「国家による国民の監視」に活用される可能性
 - ア 全ての住民情報を集約する中間サーバー・プラットフォーム
 - イ 情報提供の方法についての問題点
 - ウ マイナポータルの仕組みを使った不正アクセスの可能性
 - エ 情報提供等記録による個人の動静の把握
- (7) 自治体の条例利用事務の問題点
 - ア 利用事務が番号法の規定を超えて広がるおそれ
 - イ 条例制定の必要による負担の増大
 - ウ 条例独自利用事務による情報連携対象事務の拡大
 - エ 委員会規則による情報連携は予見不能な提供拡大の危険性
 - オ 条例事務の提供の「限定条例」が制定されていない

(8) 地方税関係情報の情報提供

3. 情報提供ネットワークシステム以外の情報連携

- (1) 警察、公安機関への特定個人情報の提供と利用
- (2) 自治体条例改正による警察等へのオンラインでの特定個人情報の提供

4. 本人確認にともなう問題

- (1) 不必要な個人情報を常に提示するプライバシー侵害
- (2) 成りすまし不正取得が可能な個人番号カードに本人確認を依存する危険
- (3) QRコードからマイナンバーが読み取られるリスク
- (4) 電子証明書のシリアル番号の個人識別コードとしての利用

第3. 日本年金機構のデータ入力再委託の問題点

- 1. 情報連携のむずかしさ
- 2. 委託による漏えいの危険
- 3. 年金機構がマイナンバーを扱う危険

第4. プライバシー侵害を生じさせる危険性

- 1. 個人情報保護委員会が実効ある調査や指導監督を行っていない
 - (1) 市民からの疑問に応えようとしない姿勢
 - (2) ヒアリングにより明らかになった個人情報保護委員会の対応
 - (3) 特定個人情報保護評価制度でリスクは防げるのか
- 2. マイナポータルのもたらすプライバシーや財産の侵害
 - (1) 情報格差対策としての任意代理人の危険性
 - (2) 不正閲覧で個人の情報がすべて漏洩
- 3. DV等被害者の住所等が加害者に伝わる危険性
 - (1) 番号通知による危険性
 - (2) 情報連携とマイナポータルの利用による危険性
 - (3) 被害者や自治体に提供の選択権を認めない「番号制度」の危険性

第5. 「番号制度」が権利行使を萎縮させること

第6. 「番号制度」の行政目的について

- 1. 欠落している「国民が自己情報をコントロールできる社会の実現」
- 2. 効率化、公平、利便性向上の現実
 - (1) 市民や自治体で個人番号カードの利用が広がっていない
 - (2) 利用者と自治体には、「本人確認」という新たな負担が生じている
 - (3) 情報連携による自治体現場の負担軽減は極めて限定的
 - (4) マイナンバーの利用・管理のための新たな負担
 - (5) 「公正な給付と負担」とは不正摘発・負担拡大・徴収強化か

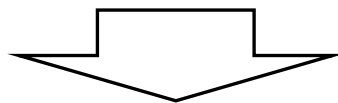
マイナンバー制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。（内閣官房「マイナンバー概要資料」）

個人情報分野を超えて生涯を通じてデータマッチングする社会基盤

「……これらの事態は、我が国において、複数の機関に存在し、かつそれぞれに蓄積される個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤が存在しないことが大きな要因となっている。

年金のように国民一人ひとりの情報が生涯を通じて「タテ」につながる必要性や、医療・介護など制度横断的に自己負担上限額を定める場合のように国民一人ひとりの情報が分野を超えて「ヨコ」につながる必要性が、この基盤なしには充足し難いのである。」



「番号制度の目的は、正確な本人確認を前提に、「番号」を活用して所得等の情報を把握し、それらの情報を社会保障や税の分野で効果的に活用するとともに、IT化を通じ効率かつ安全に情報連携を行える仕組みを国・地方で連携し協力しながら整備することにより、国民生活を支える社会的基盤を構築することである。」

（「社会保障・税番号大綱」2011/06/30政府・与党社会保障改革検討本部3～4頁）

マイナンバー制度の仕組み

個人番号通知
2015.10

◎個人に

- ①悉皆性(住民票を有する全員に付番)
- ②唯一無二性(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性(見える番号)
- ④最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「個人番号」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

内閣官房 社会保
障・税番号制度概
要資料(平成27
年11月版)加筆

①付番

②情報連携

◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け

情報提供ネットワークシステム
2017.7試行 2017.11本格運用

③本人確認

◎個人が自分が自分であることを証明するための仕組み

◎個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

個人番号(マイナンバー)カード
2016.1 交付開始



第2.「番号制度」の仕組みと問題点 1. 個人番号等の付番のもたらず問題

(1) 個人番号(マイナンバー)の付番と利用の仕組み

- 個人番号＝マイナンバーに代わって用いられる番号、記号その他の符号で住民票コード以外のものを含む
- 市区町村から住民登録者の住民票コードを通知された地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が、住民票コードを変換して付番して市区町村に通知し、市区町村が住民に通知カードにより通知
- 利用事務は番号法第9条で別表第一に記載する事務など5項目が規定され、これ以外の事務でマイナンバーの利用や提供を受けることは禁止
- 本人から提供を受ける際は本人確認の措置をとらなければならないと義務づけ(番号法第16条)。

(2) 住民票がない人等が行政サービスから排除される危険

- 無戸籍、住基ネット開始以前に住民票を職権消除された等の理由で住民票コードがない人
外国人登録制度が2012年に在留管理制度に代わった際に、住基ネットに登録されなかった外国人
居所がなく住民登録できずに、通知カードや個人番号カードを受け取ることができない人
認知症や「障害」のために記入や個人番号カードの取得・管理ができない人 等
- 行政サービスを受ける際にマイナンバーの記入や個人番号カードの提示が義務づけられれば、「真に手を差し伸べるべき者」を行政サービスから排除しかねない構造的欠陥
- 私たちはマイナンバーの記入を強制しないこと、記入がなくても不利益なく手続きを行うこと、個人番号カードの所持や提示を義務化しないことなどを求め、活動(「書かない番号! 持たないカード!」)

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 1. 個人番号等の付番のもたらず問題

(3) 制度の根幹を揺るがすマイナンバーの重複付番の発生

- マイナンバーの「唯一無二性」(1人1番号で重複の無い付番)は、「番号制度」の基礎
- 2016年2月23日、香川県坂出市と長野県長野市の男性に同一のマイナンバーの付番が発覚
 - 住民登録をせずに長野市に住む者が2010年に市役所で転入の手続きをした際、担当者が住基ネット住民票コードを検索し氏名の読み方と生年月日が同一の坂出市の男性と誤認し、坂出市の男性の住民票コードを付番
 - 坂出市の男性が2016年2月上旬、年金事務所で情報を照会した際に住所が長野市になっていたことから発覚
 - 2010年に誤って住民票コードを付番され2016年2月に発覚するまで5年間重複付番が察知されず
- J-LISに質問(2016年5月25日質問10月13日回答)・・・重複チェックの仕組みがないのは構造的欠陥
<http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=139>
 - Q. 住基ネットに住民票コードの重複付番の有無を確認するシステムはないのか
 - A. 転出地市区町村で転出処理をしていない住民を、転入地が誤って転入処理を実施している場合には覚知
 - Q. 同様の事例が発生する可能性はあるが、重複付番の有無は調査したか
 - A. 今回の事例は事務処理誤りによって発生、適正に転入転出の手続きを行えば回避できる
- 今年(2019年)マイナンバーの重複付番が再び3件発生
 - ・長野県諏訪市(2019.4)
 - 来日した外国籍住民。転入手続きの際に国籍・名前・性別・生年月日が同一の県外に住む住民と誤認し、その住民の個人番号で住民登録。4ヶ月後に県外の住民が年金手続きをして重複が判明し、年金事務所から連絡。
 - ・神奈川県綾瀬市(2019.5) 外国籍転入者 入国管理局に照会して判明
 - 「J-LISの示す本人確認の方法では、同様のケースが発生する恐れがある」
 - <https://www.city.ayase.kanagawa.jp/ct/other000048600/190530kojinnbanngouayamari.pdf>
 - ・岡山県(詳細不明) 朝日新聞2019年9月6日報道

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 1. 個人番号等の付番のもたらす問題

(4)「見える番号」であるマイナンバーの悪用の危険性

●個人情報にマイナンバーがついていると、漏えい情報の悪用の危険性が高まる

- ・不正に入手した複数の個人情報ファイルをマイナンバーで正確かつ迅速にデータマッチングできるために、悪徳商法や特殊詐欺などの対象者をリサーチすることが容易に
- ・時間が経過し社会に漏えいした特定個人情報(＝マイナンバーの付いた個人情報)が蓄積されてくると、急激にそのデータマッチングによる悪用のリスクが高まる

●政府もその危険性は認識している

- ・「個人番号が付されることで、特定の個人の情報であることが極めて容易に識別できるようになるため、本来組み合わせ使用することが予定されていない情報同士を、個人番号で名寄せして結びつけることが可能になる。」

(番号法【逐条解説】53頁 内閣府大臣官房番号制度担当室 <https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/chikujou.pdf>)

- ・「マイナンバーの提供を法律上ある程度制限しておりますのは、むしろ、マイナンバーが個人の名前とかではなくて番号であるがために非常に大量処理しやすいと。したがって、Aさんのマイナンバーをいろんな人が持っているという状態に、合法であれ違法であれ、そういう状態になってしまうとプロファイリングの危険性がございます」



(参議院厚生労働委員会2019年5月9日 向井治紀内閣官房内閣審議官)

●特定個人情報の悪用を防止するためのマイナンバーの変更が、自由にできない制度の欠陥

- ・変更は「漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるとき」にかぎられ(番号法第7条2)
- ・「個人番号指定請求書」と理由を疎明する資料を提出し市区町村長が認める必要(番号法施行令第3条)

cf.住基ネットでは、住民票コードは住民基本台帳カードには記載せず、民間利用を禁止するとともに、住民の申請によりいつでも理由を問わず変更可能(住民基本台帳法第30条4)

●しかし政府はマイナンバーカード普及のため「マイナンバーの秘匿に対する誤解の解消を図る」宣伝推進 (2019.6.4マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針)

「マイナンバーだけで、マイナンバーそのものが他人に知られても直ちに被害はない」という言い方

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 1. 個人番号等の付番のもたらず問題

(5) 行政機関からの大量漏えいの可能性

●業務上作成したファイルで大量に漏えい

静岡県湖西市の1992名分誤送付事例(2017年2月16日湖西市発表)

ふるさと納税の「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」を該当市区町に送付する際の、寄附者の個人情報を管理する表計算ソフトの操作ミスが原因

【この事例の意味すること】

- ・業務上の必要によりマイナンバーで管理する個人情報ファイルが表計算ソフトなどで作られ、それを事務処理に使用し、電子的もしくは紙により授受されている
- ・行政間の特定個人情報の授受を行う情報提供ネットワークシステムの個人情報保護措置をいかに行ったとしても漏えいを防げない構造的欠陥

※2015年日本年金機構からの125万件個人情報漏えいも、業務上作成したファイルの庁内LANからの漏えい

●利用が広がると、漏えい規模も増大する

- ・地方公共団体において約33,500人分のデータを保存しているUSBメモリを紛失

(2019年10月25日個人情報保護委員会令和元年度上半期活動実績)

<https://www.ppc.go.jp/news/press/2019/20191025/>

- ・2017年5月 住民税の特別徴収税額通知書の誤送付による漏えい

自治体から事業者に送る従業員の住民税の特別徴収のための通知に、総務省がマイナンバー記載を強行漏えいリスクを危惧し、東京などマイナンバー非記載で通知した市区町村も

150以上の市区町村でマイナンバー記載の通知を誤送付し漏えい発生

12月 総務省は翌年度からのマイナンバー記載を中止に

※知らないネットサイト <http://www.bango-iranai.net/event/eventView.php?n=206>

- ・違法再委託による漏えいが(公表されているだけで)425万件発生

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 1. 個人番号等の付番のもたらす問題

(6) 団体監視に利用可能な法人番号の危険性

●法人番号とは・・・「法人」以外の団体も付番され官民間問わず自由に利用可能

- ・国税庁長官が法人等に対して指定し書面により通知(2015.10.5～)
- ・国税庁長官は法人番号指定のため、法務大臣に対し会社法人等番号の提供を求めることができる
- ・付番対象 (1)国の機関及び地方公共団体 (2) 設立登記をした法人 (3)法人又は人格のない社団等で、税法上手続きが必要なもの (4)(1)～(3)以外の法人・人格のない社団等で一定の要件に該当し国税庁長官に届け出たもの
- ・法人番号は13桁で変更不可
- ・官民を問わず様々な用途で利活用可能(利用目的に法的制限がない)
- ・法人等の基本3情報(商号又は名称、所在地、法人番号)は公開(人格のない社団は、予め同意のある場合のみ)

●納税義務のあるあらゆる団体を識別管理できる「団体総背番号」

番号法を審議した2013年4月3日衆院内閣委での向井治紀政府参考人(内閣官房内閣審議官)の説明

- ・法人番号の主な利用先としては、税の分野が考えられますが、税の分野では、人を雇っておれば源泉徴収が発生いたします。・・・法人でなくても、いわゆる人格なき社団等につきましても納税義務が発生いたします可能性がございますので、(NPO、宗教法人、政治家の事務所についても)全て付番したい(荒井委員への説明)
- ・分野横断的に特定の法人等を一律に識別可能な番号が存在しないので法人番号制度を導入(山之内委員への説明)
- ・法人番号自体を保護する必要はないので、番号法上、個人番号に比べて法人番号に係る規定というのは限定。そのため法人番号は、官民間問わず自由に機関内の法人情報とひもつけて管理することは可能(大熊委員への説明)



- ・なんらかの利用規制が必要ではないかと指摘されたが、規制はもうけられていない
- ・結社の自由を損ない活動を萎縮させかねない危険性
- ・法人番号と個人番号がリンクされる危険性

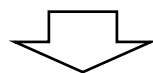
第2.「番号制度」の仕組みと問題点 2. 情報連携の仕組みと問題点

(1) データマッチングのもたらす危険性

●「3つの懸念」は、「主観的な不安」ではなく客観的危険性

(マイナンバー違憲東京訴訟の原告求釈明(1)に対する国の回答2016年10月4日)

「飽くまで抽象的な一般論として、番号制度において想定し得る客観的な危険性としては、
個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいし得る危険性、
個人番号の不正利用(例:他人の個人番号を用いた成りすまし)等により財産その他の被害が発生し得る危険性、
国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理され得る危険性のほか、
集積・集約された個人情報によって本人が意図しない形の個人像が構築されたり、特定の個人が選別されて差別的に取り扱われ得る危険性等が考えられる。
しかし番号制度においては、(1)制度上の保護措置 (2)システム上の保護措置を講じているから「上記の想定し得る各危険性は、**具体的危険性ではない。**」



●保護措置が機能しなければ、危険性は現実化する

しかし国側の言い方 (大阪訴訟 被告第8準備書面2019年3月29日)

「本件訴訟において、番号制度における個人情報保護措置が「不存在であったり不十分であれば」、
直ちに「具体的な危険性が生じ得る」ことを認めたことはない」

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 2. 情報連携の仕組みと問題点

(2) 住基ネット最高裁判決を踏まえ情報連携が備えるべき要件

(「社会保障・税番号大綱」17頁)

- ① 個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと。そのため、
 - (a) 情報連携の対象となる個人情報につき情報保有機関のデータベースによる分散管理とし
 - (b) 「番号」を情報連携の手段として直接用いず、情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる符号を用いる
 - (c) 当該符号を「番号(＝マイナンバー)」から推測できないような措置を講じる
- ② 管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
事務の種類、提供元・提供先等を法律・政省令に明示し、番号制度の利用範囲・目的を特定
情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報へのアクセス記録について、マイ・ポータル上で確認できる
- ③ システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと、セキュリティ対策を十分に講じる

住基ネット以上の高度の安全性の確保が必要

「番号制度においては、取り扱う個人情報が、住基ネットの本人確認情報よりも秘匿性の高い社会保障・税に関わる情報を中心としており、かつ、住基ネットが行わないこととしているデータマッチングを行うこととするものであることから、一層高度の安全性を確保することが求められる。」 (「社会保障・税番号大綱」18頁)

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 2. 情報連携の仕組みと問題点

(3) 番号法が想定している情報連携は、要件を満たしているか

特定個人情報の提供が可能な事務は、番号法第19条の16項目に限定

●行政機関間等での情報連携が想定されるのは

- (1)第19条1 個人番号利用事務実施者が本人・代理人又は個人番号関係事務実施者に対し提供
(例:市区町村から給与支払者に対する地方税の特別徴収税額通知)
- (2)第19条2 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供
(例:事業主が従業員の厚生年金被保険者資格取得に関する届出を年金事務所に提出)
- (3)第19条7 番号法別表第二に記載の事務について、情報提供ネットワークシステムを使用した提供
- (4)第19条8 地方自治体の条例による独自利用事務の、情報提供ネットワークシステムを使用した提供
- (5)第19条9 国税庁長官と都道府県知事・市町村長間で、税に関する特定個人情報を提供(国税連携・地方税連携)
- (6)第19条10 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に提供
(例:市長部局と教育委員会の間)
- (7)第19条11 株式等振替制度を活用した個人番号の提供
- (8)第19条14 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法等により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査、その他政令で定める公益上の必要があるときの提供(「公益提供」)
- (9)第19条16 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める提供

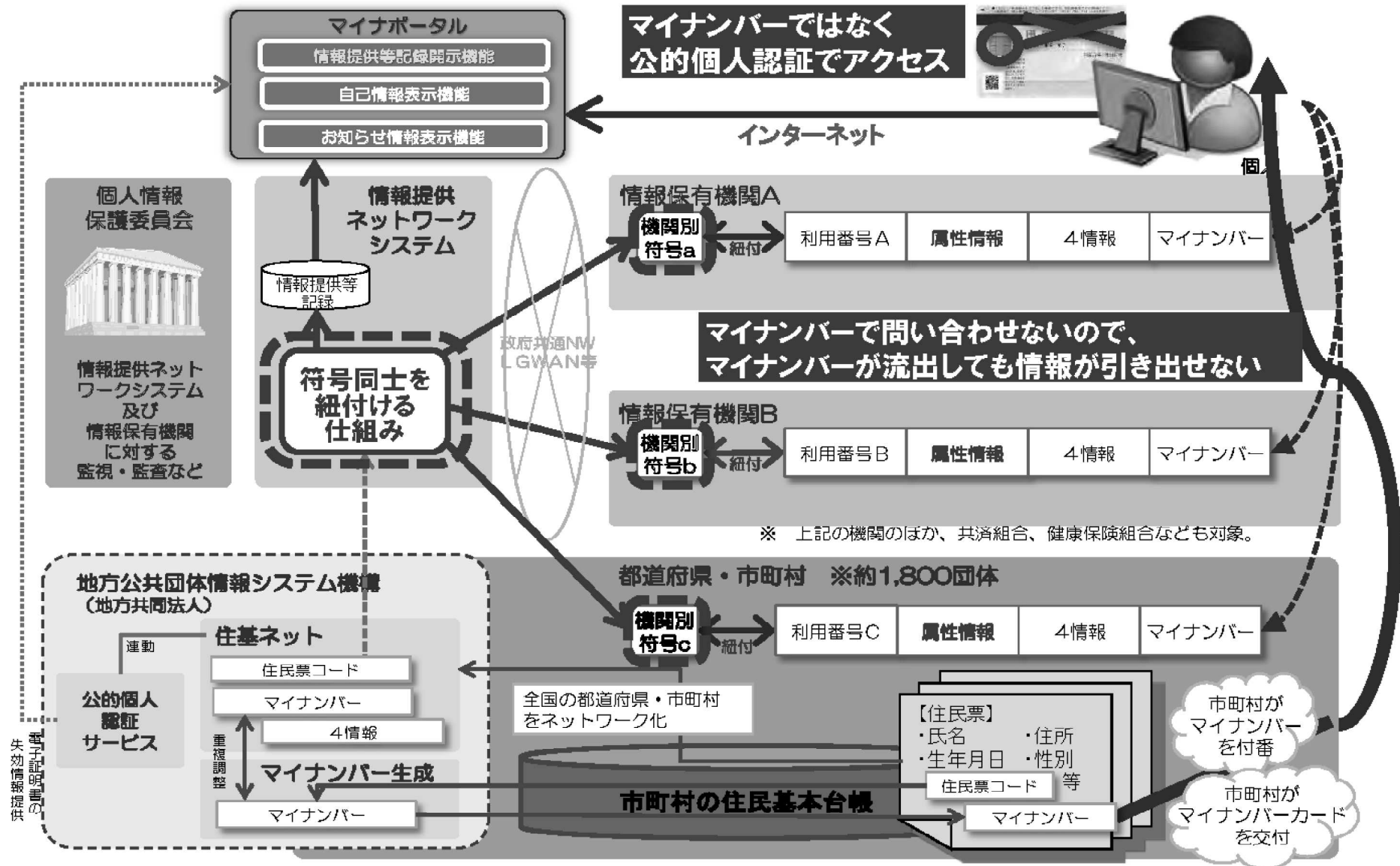
●(3)(4)以外は、国の認識する最高裁判決の求める要件も満たしていない

その他はマイナンバーを使って情報連携を行ない、マイナポータルでアクセス記録を確認できない

(3)(4)(5)(7)以外は、番号法上の安全確保措置の規定もない

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 2. 情報連携の仕組みと問題点

(4) 情報提供ネットワークシステムの仕組みと問題点



第2.「番号制度」の仕組みと問題点 2. 情報連携の仕組みと問題点

(4) 情報提供ネットワークシステムの仕組みと問題点

ア. システムの安全性を市民は検証できない

システムの設計に係わる資料は非公開、概要図レベルの説明だけ・・・市民は説明を信じるしかない
情報提供ネットワークシステムを受託した5社コンソーシアム(富士通、NTTデータ、NTTコミュニケーションズ、NEC、日立製作所)は、J 2016年1月-LIS(地方公共団体情報システム機構)のマイナンバーカード交付システムでトラブルを起こした受託業者

市民が情報提供ネットワークシステムに不安を抱くのは当然

J-LISの
検証結果
総括 ⇒

お粗末な
初歩的原因

(1) 障害発生の原因・背景や原因の特定に長時間を要した要因の検証結果

今回の障害に関する5社コンソーシアムからの総括報告の内容を踏まえた上で、障害発生の原因・背景や原因の特定に長時間を要した要因について次のとおり整理した。

① 障害発生の原因・背景

○不具合を作りこんだ原因【設計不備・過信】

- ・ 中継サーバを担当した事業者の事前の適合性評価が不足していたこと。
(中継サーバの機器構成は、住基ネットの市町村CSにおいて安定稼働実績(過信)があったことから、バージョン・設定相違等があったにもかかわらず、事前の適合性評価(相性問題の事前検証)が不足していた。)
- ・ OS仕様の理解不足から、システムの処理中になんらかの異常が発生した場合の対応(例外処理)について、中継サーバを担当した事業者の検討が不足していたこと。

○事前に検知できなかった原因【適合性評価、単体テスト不足・過信】

- ・ 中継サーバを担当した事業者の事前の適合性評価、単体テストが不足していたこと。

② 原因の特定に長時間を要した要因

- ・ ログを取得するよう改修する必要があったこと。
(安定稼働実績のある装置であったことから、検証に必要なログを取得する設定になっていなかった。)
- ・ 本番環境と異なる設定で試験した結果、再現環境で不具合が再現せず、原因特定に時間を要したこと。
- ・ 中継サーバを担当した事業者が原因究明への主導的な対応を行わなかったこと。
(調査全体を取りまとめる立場の5社コンソーシアムの代表事業者と中継サーバを担当した事業者間での連携が不足していた。)

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 2. 情報連携の仕組みと問題点 (4) 情報提供ネットワークシステムの仕組みと問題点

イ.「一元管理」と「分散管理」

住基ネット最高裁判決は、「本人確認情報の提供が認められている行政事務において、取り扱われる個人情報、一元的に管理することができる機関又は主体は存在しない」ことを合憲性の一要件に
しかし「一元的に管理」とはどういうことかについての説明はしていない

(マイナンバー制度概要資料平成30年8月版より)

国の解釈(右図)

各行政機関が個人情報を保有し、
特定の機関に集約していないから
「一元管理」ではない

私の解釈

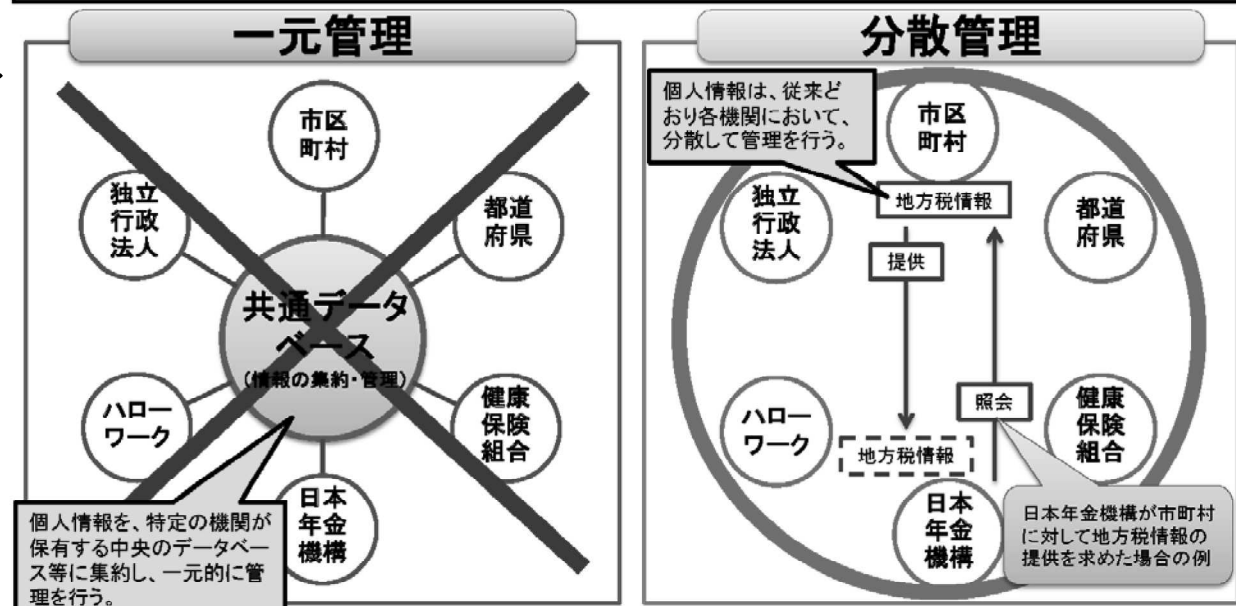
住基ネットは、指定情報処理機関に対し
て個々の行政機関が本人確認情報の
問合せをし、提供を受ける仕組み

マイナンバー制度では総務大臣が管轄
する情報提供ネットワークシステムが、
行政機関等の間で相互に行われる照
会と提供を「一元的に管理」

住基ネット最高裁判決から「番号制度」
を合憲と判断することはできず、改めて
「番号制度」の合憲性の検討が必要

マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

- ✕ マイナンバー制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。
- マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。



第2.「番号制度」の仕組みと問題点 2. 情報連携の仕組みと問題点

(4) 情報提供ネットワークシステムの仕組みと問題点

ウ．大量一括照会による情報収集も可能

情報提供ネットワークシステムでは、一件ずつ照会先機関と利用事務を特定して照会をすることが原則
しかしシステム上は、別表第二で認められる機関に一斉に網羅的に照会し情報収集することも可能

個人情報保護委員会の監視の際に、網羅的に照会を行った事例が指摘

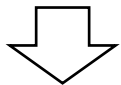
「情報提供ネットワークシステムにおける情報連携の監視状況について」

5. 要調査事案の主な調査結果の内容

調査を必要とした事案について、聞き取り等により判明した主な事例は以下のとおりである。

- ・ 担当者によって情報照会を行うタイミング等が異なることによる照会件数の増減
- ・ 被扶養者の実態調査のために一括照会機能を使用し、複数の機関に対して大量の情報照会を実施したことによる照会件数の増加

(同一内容のリストを用いて複数の周辺自治体に対し、情報の有無を調査するための照会を行っていたことから、所管省庁から情報連携本来の利用方法ではないことを指導)



第73回個人情報保護委員会(平成30年9月12日)資料3

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/180912_shiryou3.pdf

情報連携の本来の趣旨に反する網羅的な大量一括照会が可能であることは、システム上の欠陥

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 2. 情報連携の仕組みと問題点

(5) 会計検査院による情報提供ネットワークシステムの問題点の指摘

「国の行政機関等における社会保障・税番号制度の導入に係る情報システムの整備等の状況についての報告書」
会計検査院(2017年7月26日) <https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/29/h290726.html>

ア. 特定個人情報保護評価が正しく行われていない

特定個人情報保護評価とは

- ・特定個人情報保護評価は、番号制度で新設された、「懸念」に対する制度上の保護措置の一つ
- ・事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的
- ・保護評価を実施していない事務は、情報連携を行うことを禁止
- ・システム構築の「要件定義→基本設計→詳細設計→プログラミング→テスト→システム運用開始」というプロセスの中で、評価の実施時期を「システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、評価実施機関の判断でプログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施することができる」(「特定個人情報保護評価指針」)

要件定義(情報システムに必要な要件を定める行為・内容)前に実施することの重要性

「情報システムが備えるべき機能・性能を具体的に定めて明確化する極めて重要な工程であり、明確な要件定義を行えない場合、計画の遅延や情報システムの機能・性能が要求水準に満たないものとなる事態等が発生するおそれが高まる」(会計検査院報告書 3 (1) ア 業務の見直し、要件定義等の実施状況)

会計検査院の報告書

132機関171件の特定個人情報保護評価のうち、116件は要件定義の終了までに実施されておらず、このうち

要件定義の終了後から詳細設計の開始前までの実施	1件
詳細設計からプログラミング開始前までの実施	11件
プログラミング開始からテストの開始前までの実施	13件
テストの開始から構築完了までの実施	60件
構築完了後に実施されていたもの	31件

特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

評価の目的

- 番号制度に対する懸念(国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等)を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

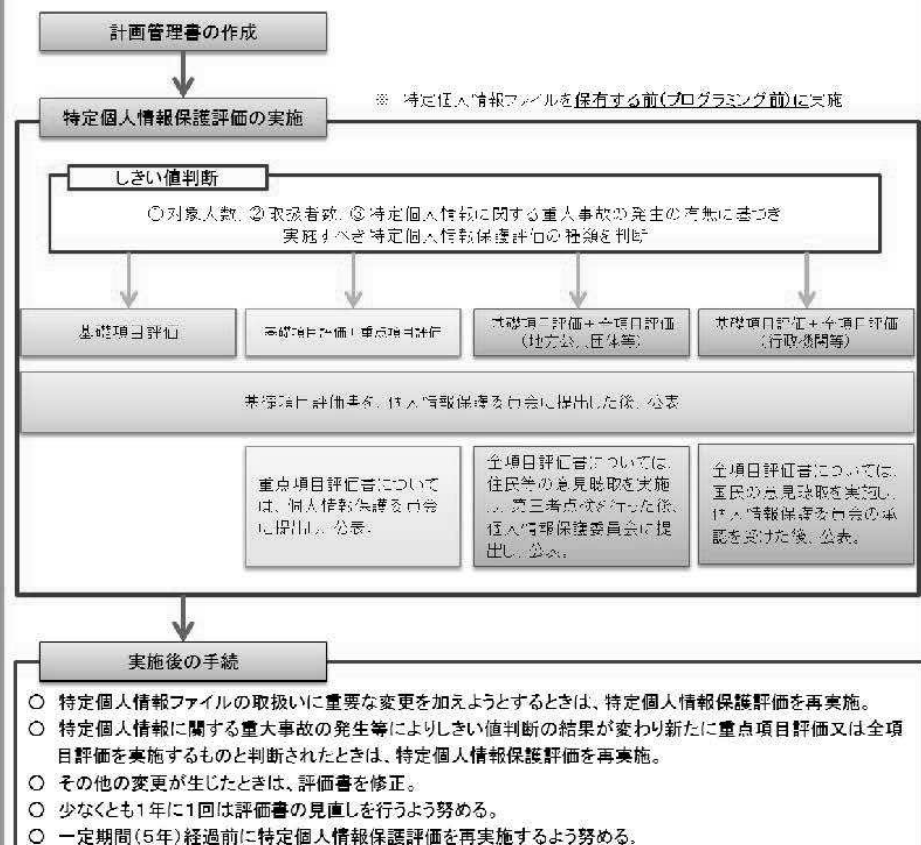
評価の実施主体

- ① 国の行政機関の長
 - ② 地方公共団体の長その他の機関
 - ③ 独立行政法人等
 - ④ 地方独立行政法人
 - ⑤ 地方公共団体情報システム機構(平成26年4月1日設置)
 - ⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者(健康保険組合等)
- 上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ただし、職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル(紙ファイルなど)のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価の流れ



第2.「番号制度」の仕組みと問題点 2. 情報連携の仕組みと問題点

(5) 会計検査院による情報提供ネットワークシステムの問題点の指摘

イ. 評価の遅延を追認する個人情報保護委員会

2018年5月21日に特定個人情報保護評価の規則や指針を改正し、特定個人情報保護評価の実施時期を「システムの要件定義の終了前」から「プログラミング開始前」に変更

(理由)「システムの設計中においても関係機関との調整が必要となってくる事実があったので、要件定義終了までに実施することが困難となっていた」

(2018年8月29日ヒアリングでの説明)

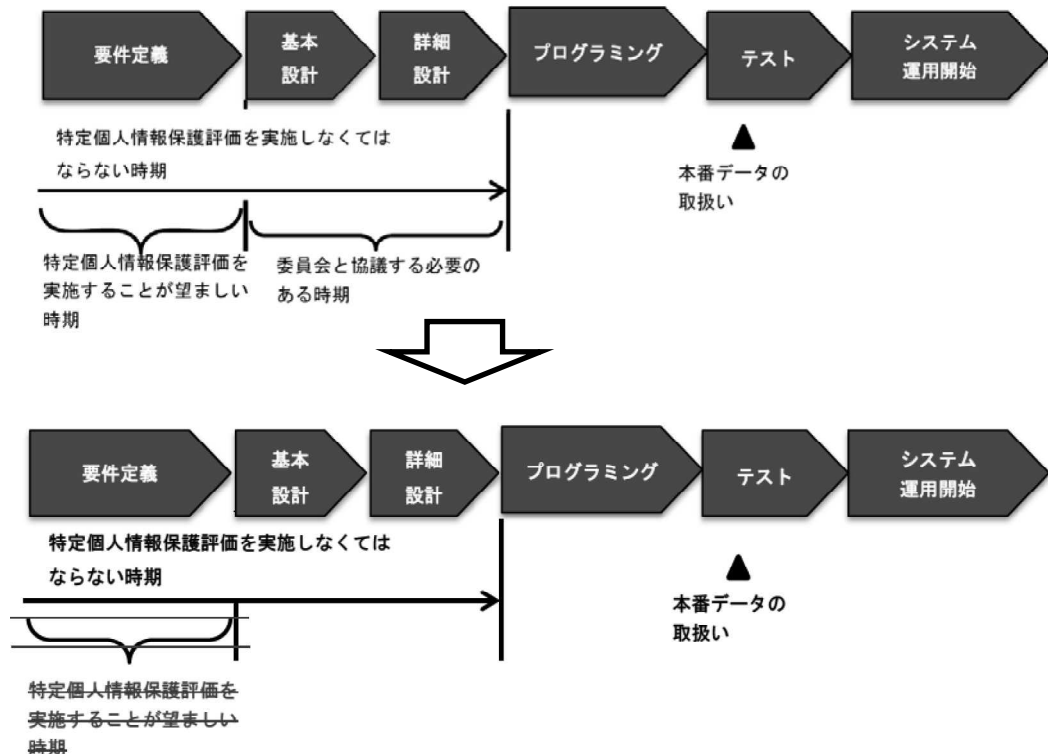
<http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=234>

しかし会計検査院の報告では、
評価の実施が遅延した原因は、
大部分が評価制度の理解不足

- ・作成作業に時間を要した…………… 43.9%
- ・厚労省の手引きで実施時期を誤り……30.1%
- ・実施時期について理解が不足…………9.4%
- ・要件定義後により詳細に検討が必要……2.5%

指針が守られていない実態を追認し改正
個人情報保護委員会が役割を果たして
いないことは、制度的な欠陥

(委員会の承認が必要な特定個人情報保護評価の実施時期の改悪)



第2.「番号制度」の仕組みと問題点 2. 情報連携の仕組みと問題点

(5) 会計検査院による情報提供ネットワークシステムの問題点の指摘

ウ. 副本データ更新のタイムラグで古い情報が提供の可能性

情報連携のために中間サーバーに記録される副本データの更新のタイムラグにより、正本よりも古い情報等が提供されることで情報照会機関の業務に支障が生ずるおそれを指摘

※中間サーバー＝情報連携用の個人情報のコピーを登録

連携用符号と機関内の識別番号で管理(氏名・住所やマイナンバーは記録せず)

● 中間サーバーへの副本登録期限の基本ルール

正本データが確定又は登録(更新)された日の翌々開庁日の業務開始前まで
(<http://yabure.kokuseki.info/cns/explanatory/material2017-2-2.pdf> 7頁)

● 検査の対象とした170機関の190システムの登録期限

正本の登録・更新の8日後までが1件

正本を月末等の一定の日に確定させた上で、確定したデータベースを定期的に副本データに反映

当該一定の日が月末であってその反映を同日に行うものが9件

翌月中旬に行うものが1件

一定の日が年1回であってその反映を毎年7月1日までにを行うものが1件

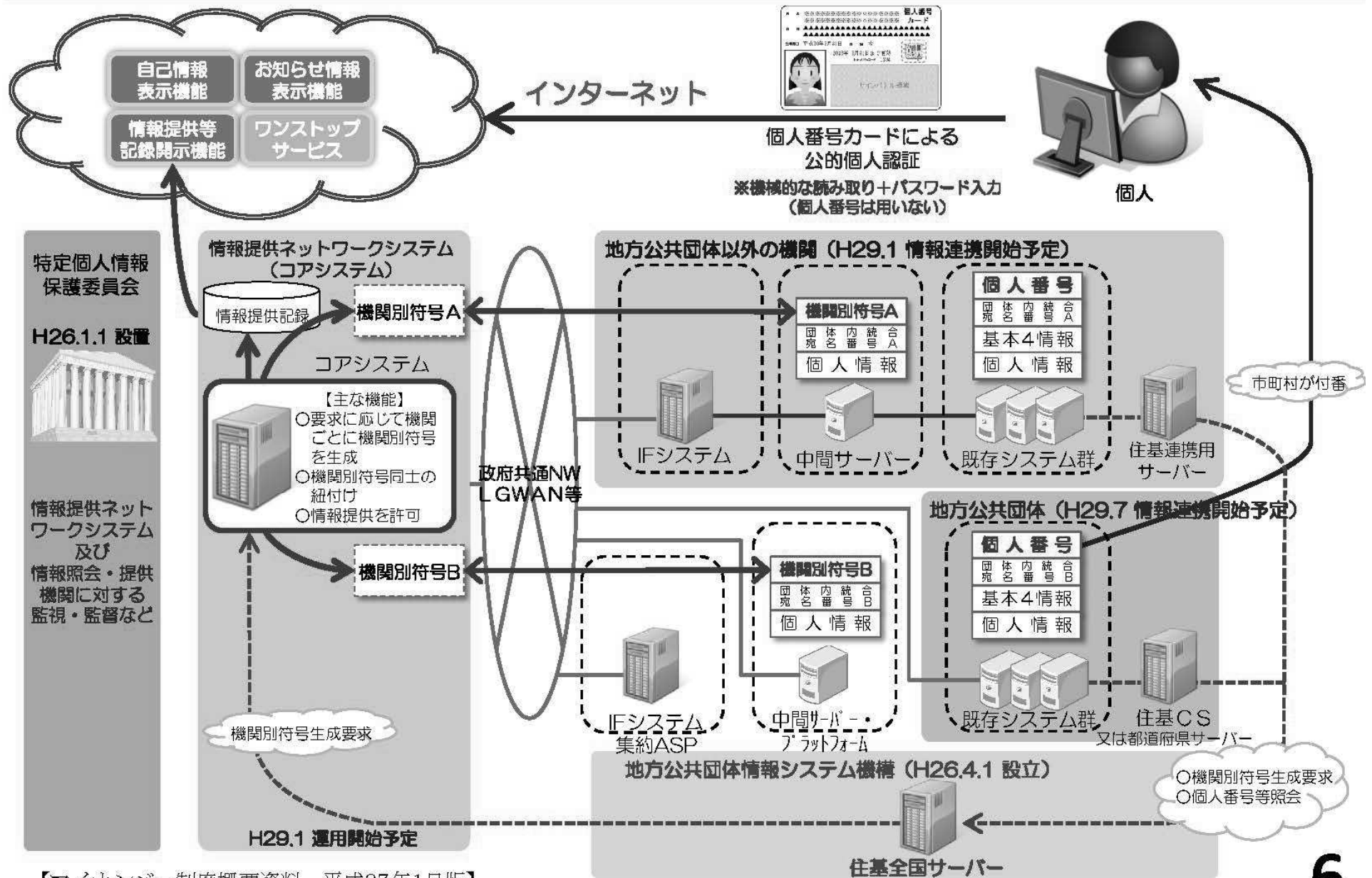
未定が2件

タイムラグがあるため、その間に情報照会機関が照会すると中間サーバーから正本よりも古い情報等が提供

古い情報等が提供される場合に情報照会機関及び情報提供機関がとるべき手続等が周知されていないケースあり

タイムラグなど照会側の意図と提供される情報とのズレは、情報連携で避けることができない構造的問題

番号制度における情報連携の概要



【マイナンバー制度概要資料 平成27年1月版】

タイムラグで情報提供ネットワークシステムが使えない例

国民健康保険について

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない方を対象に、病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるよう、普段からみんなで「保険料」を出し合う相互扶助を目的とした医療保険制度です。

平成28年1月から

国民健康保険の届出や申請等の際には、マイナンバーの記入及び本人確認が必要となりました。

🕒【重要】マイナンバーによる手続については、こちらをご覧ください。

【お願い】

平成29年11月13日より情報連携の本格運用が開始しましたが、引き続き資格喪失証明書等の添付書類の提出をお願いします。

- ・情報連携とは、マイナンバー法に基づき、これまで住民の皆様が行政の各種事務手続で提出する必要があった書類を省略できるよう、専用のネットワークを用いて、異なる行政機関の間で情報をやり取りすることです。
- ・マイナンバーによる情報連携（情報照会）は、連携対象となる情報を提供者が登録した後、一定期間要するとされています。
- ・そのため、マイナンバーを利用した情報連携が即日できない場合や日数を要する場合もあり、事務処理に重大な遅延が生じるなどの問題が想定されます。
- ・金沢市の国民健康保険業務に関しては、情報連携の本格運用開始後もこの問題が解消されるまでの間は、引き続き資格喪失証明書等の添付書類の提出をお願いします。
- ・国民健康保険の各種事務手続きに係る情報連携のうち、地方税関係情報及び健康保険の給付関係情報の一部等に係る情報連携は、平成30年以降に延期されています。

金沢市ホームページより <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/22060/kokuho/index.html>

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 2. 情報連携の仕組みと問題点

(6)「国家による国民の監視」に活用される可能性

- 情報提供ネットワークシステムの「符号」による連携は、外部からの不正アクセス対策にはなるが、国家による不正な名寄せ等の危険がある

「番号制度」が参考としたオーストリアの機関別符号による情報連携の仕組みでは、行政による不正な名寄せ等を防止するために政府から独立した第三者機関であるデータ保護委員会が符号の生成や情報連携の仲介を行っている



日本の「番号制度」では、総務省が符号を生成し情報提供ネットワークシステムを管理している
なぜ情報提供ネットワークシステムの管理を総務省が行い、オーストリアのように第三者機関としなかったのか求釈明しても、原告の具体的な権利利益の侵害との関連性が不明として釈明せず

- 国の主張・・・総務大臣でも誰の情報か識別・把握できない。通信内容を確認できない

- ・4情報を推知させない情報提供用個人識別符号を用いるため、設置・管理者が具体的に誰の情報であることを識別し把握することは不可能。
- ・特定個人情報の提供時は、直接インターフェイスシステムを介して授受が行われ、コアシステムに情報が通過・蓄積されない仕組みとしている上、通信の暗号化により総務大臣でも通信回線内の情報を確認することはできない。



氏名やマイナンバーはわからないが、個人特定は符号により可能

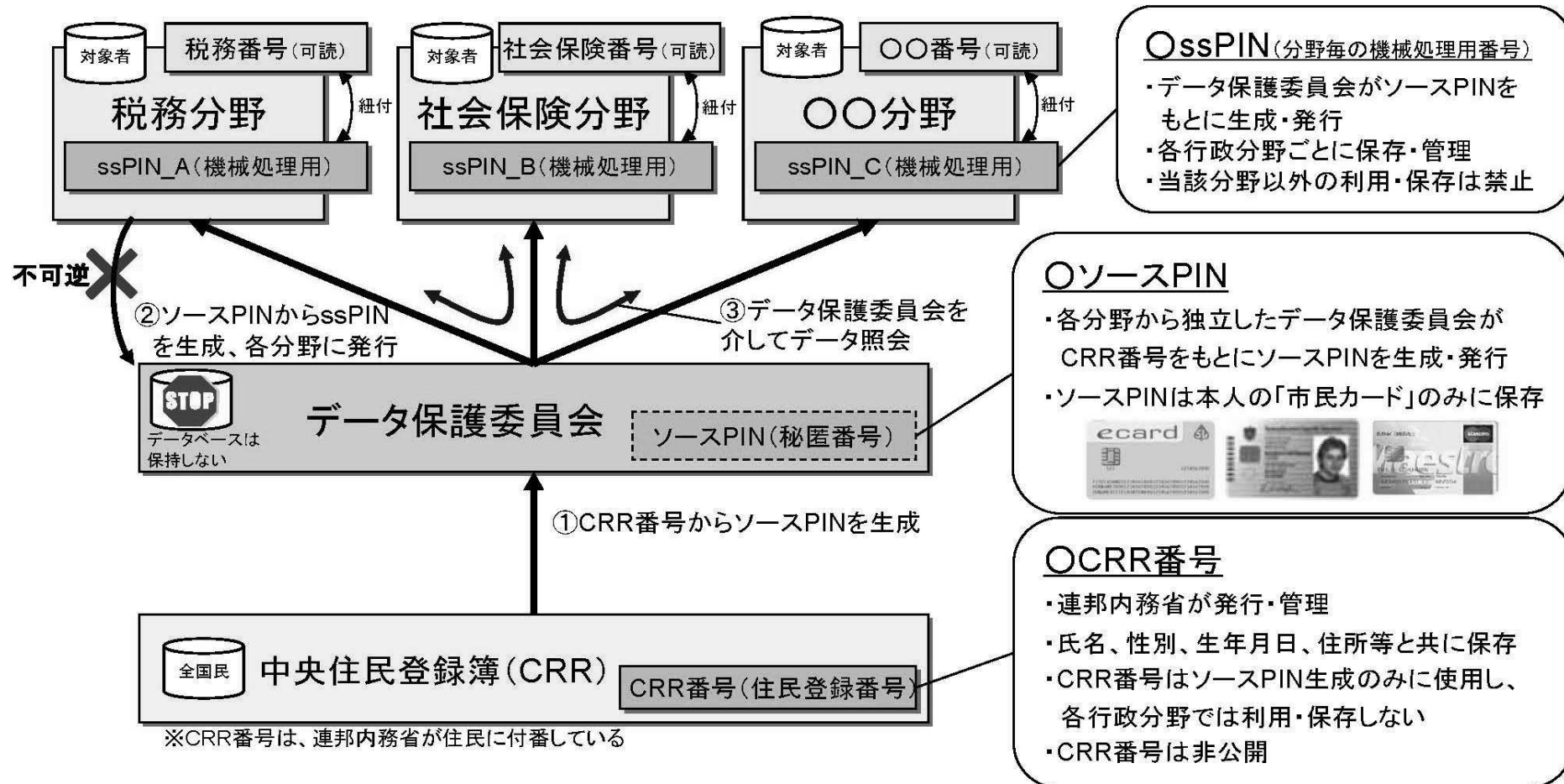
識別できなければ特定個人の情報提供記録を名寄せしてマイナポータルで提供することはできない

国の場合、他の個人情報との照合による個人の特定の可能性

符号とマイナンバーが行政機関のどこかで紐つけられていれば、具体的個人の識別も可能になる（尋問調書40頁）

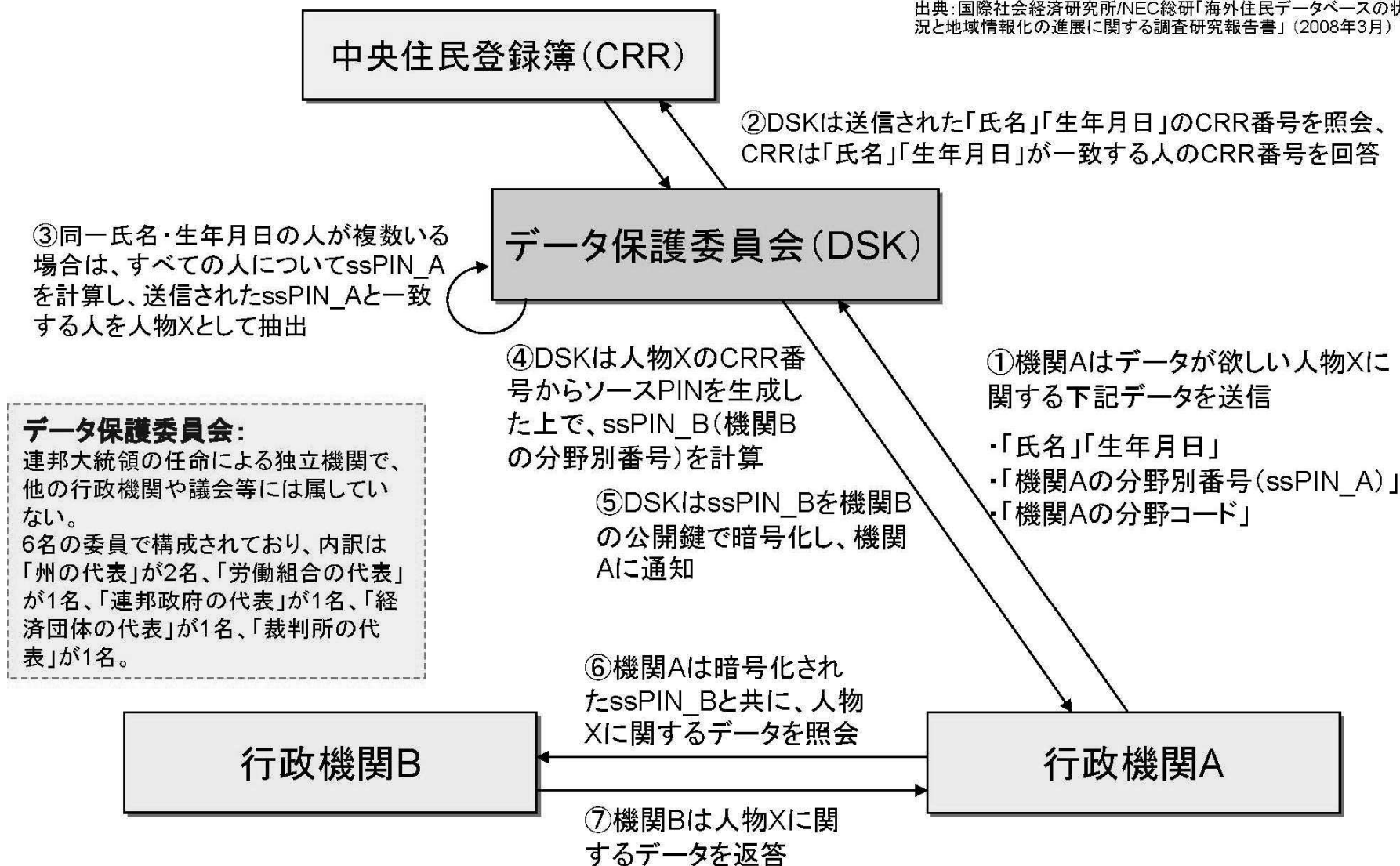
オーストリア：セクトラル方式

- 分野毎に異なる番号を使用するが、番号間には関連性がある。
- データ連携時にデータ保護委員会を介することで、行政機関による不正な「名寄せ」等を防止



オーストリア： 分野をまたがったデータ照会

出典：国際社会経済研究所/NEC総研「海外住民データベースの状況と地域情報化の進展に関する調査研究報告書」（2008年3月）



第2.「番号制度」の仕組みと問題点 2. 情報連携の仕組みと問題点 (6)「国家による国民の監視」に活用される可能性

ア. 全ての住民情報を集約する中間サーバー・プラットフォーム

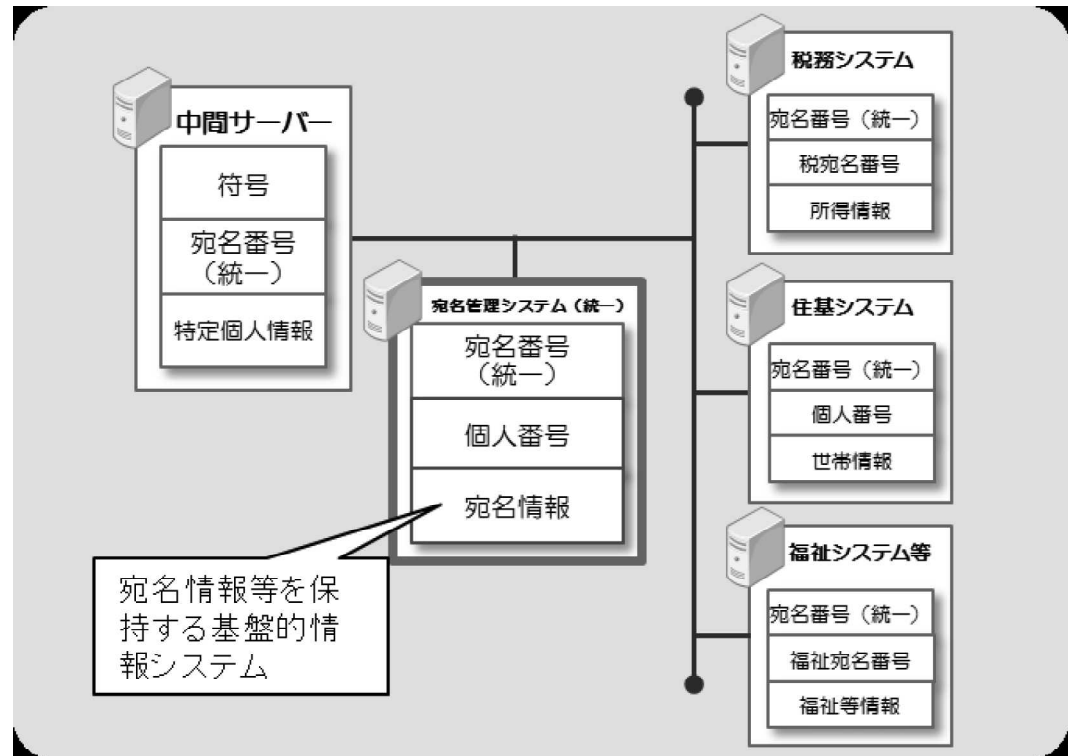
情報提供ネットワークシステムと
既存業務システムを接続する方法として
中間サーバーを設置

(必要性)

- ・障害等の場合も既存業務システムへの影響を遮断
- ・既存業務システムの改修を最小限に抑える

市区町村の中間サーバーには、
住民登録のある全住民の最新の
情報連携用の住民情報が登録され
情報照会に対し自動的に提供。

セキュリティの観点から、個人番号、
基本4情報は保有しない

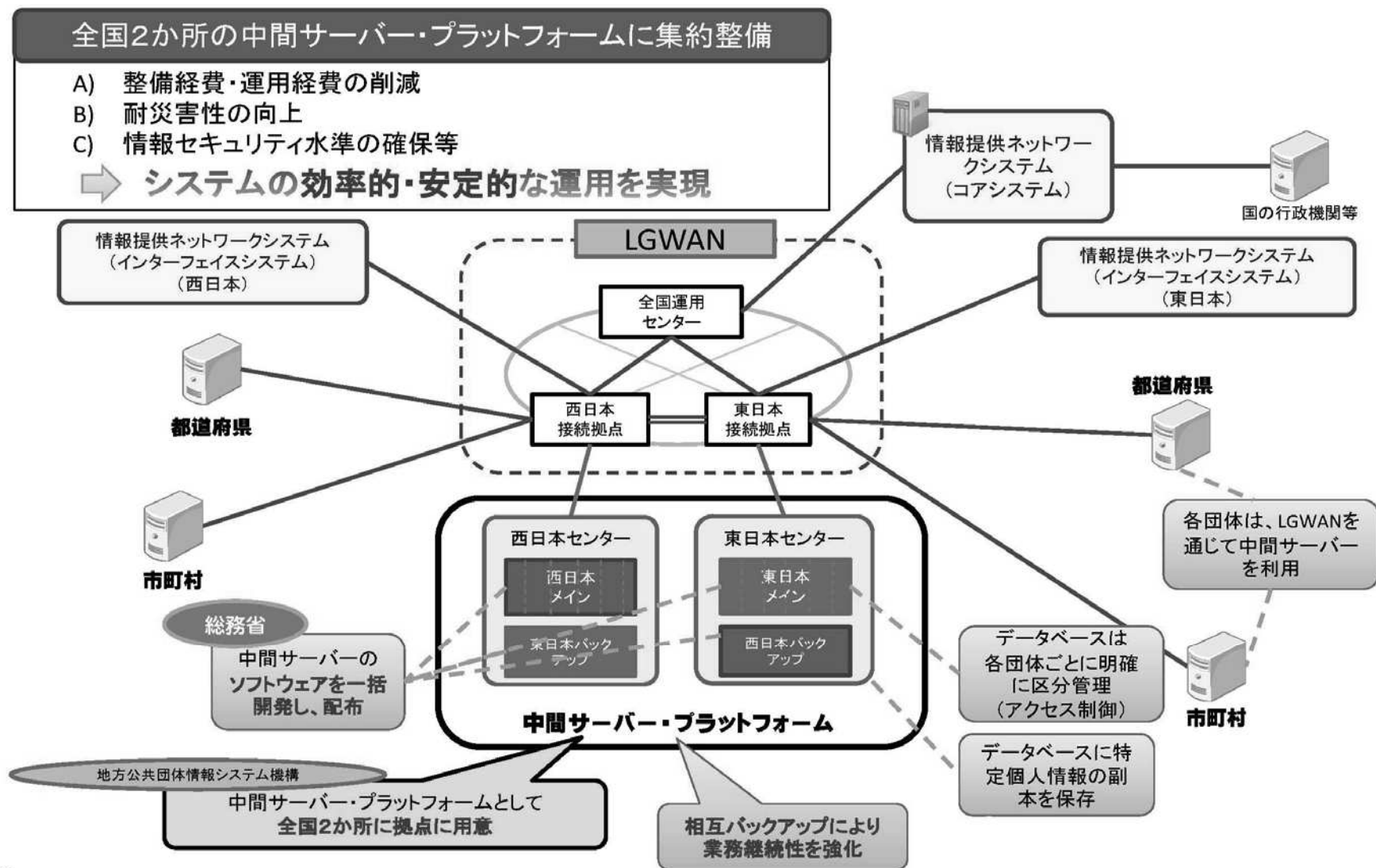


- 自治体の中間サーバーを、中間サーバー・プラットフォームに集中化共同化(2014年1月16日総務省) J-LISが全国2ヶ所に設置し相互にバックアップ。すべての自治体が中間サーバーを集約。

中間サーバー・プラットフォームには、マイナンバーが付番されている全国の住民の情報が集中管理
個々の自治体での管理に比べて、大量の住民情報の漏えいや国家による不正アクセスの危険性が高まる

中間サーバーの集中化共同化(2014年1月16日総務省通知)

②-2 地方公共団体の中間サーバーの共同化・集約化(イメージ)



第2.「番号制度」の仕組みと問題点 2. 情報連携の仕組みと問題点 (6)「国家による国民の監視」に活用される可能性

ウ. マイナポータルの仕組みを使った不正アクセスの可能性

インターネット上の個人サイト、マイナンバーカード(電子証明書)とパスワードでアクセス

2013年9月にやぶれっ！住基ネット市民行動が内閣官房社会保障改革担当室に質問

Q.「マイポータルは個人のあらゆる特定個人情報を集約し閲覧できるようにする仕組みであり、これ自体がデータマッチングの仕組みとなっている。

この仕組みを使って行政機関や警察などが特定の個人の情報をすべて一覧することは、不正・違法ではあるが可能ではないか。」

(回答)「マイポータルの自己情報表示機能は、法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する機能(番号法附則第6条第6項第1号)であり、行政機関や警察が特定の個人の情報を閲覧することはできません。」

法的にできないという説明で、システムの不可能とは言っていない・・・やろうと思えばできる？

※質問 <http://www5f.biglobe.ne.jp/~yabure/kyotsu-bango/tomeyo/20130909shitsumonsho.pdf>

回答 <http://www5f.biglobe.ne.jp/~yabure/kyotsu-bango/tomeyo/20131016kaitosho.pdf>

<マイナポータルの機能>

情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認することが可能(番号法附則第6条第3項)
自己情報表示 (あなたの情報)	行政機関などが持っている自分の特定個人情報が確認できる(番号法附則第6条第4項第1号)
お知らせ	行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを通知するコミュニケーションツール(番号法附則第6条第4項第2号)
民間送達サービス	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを受け取る仕組みで、民間の送達サービスを活用して構築することを予定
ワンストップサービス	児童手当、保育園等入園などオンライン申請化・ワンストップ化を皮切りに、官民横断的に同時に複数の手続などを申請可能となるサービスを構築することを予定
公金決済ワンストップサービス	マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済を可能とするサービスで、民間の決済代行サービス等を活用して構築することを予定

(マイナンバー制度概要資料 2016年8月版)

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 2. 情報連携の仕組みと問題点 (6)「国家による国民の監視」に活用される可能性

エ. 情報提供等記録による個人の動静の把握

- ・情報提供記録は特定個人について情報提供ネットワークシステムを利用した情報を集約するもの
それ自体がデータマッチングにより生み出される個人情報
- ・情報照会者及び情報提供者の名称、提供の求めの日時・提供の日時、特定個人情報の項目等を
7年間保存
- ・情報提供ネットワークシステムの不正利用の有無を本人が確認する趣旨

情報提供記録を見ると、特定個人がどのような行政手続きを行っているかわかる



個人情報の中味はわからなくても、その人のプロフィールを推測することが可能

そのため番号法では、情報提供記録については一切の目的外利用を認めないなどいっそう厳しく規制



情報提供ネットワークシステムのコアシステムに保存される情報提供記録に不正アクセスすることで、
国家は個人の動静を察知することが可能

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 2. 情報連携の仕組みと問題点 (7) 自治体の条例利用事務の問題点

ア. 利用事務が番号法の規定を超えて広がるおそれ

番号法別表第一で利用事務を規定⇒自治体は条例で定めることによりそれ以外に利用可能

⇒番号法の別表をみただけでは市民は利用事務がわからない

cf.住基ネットでは、条例によって住民基本台帳法では利用しないとされていた税や奨学金などの徴収事務のための所在の追跡や、結核やがん患者の所在追跡などに利用が広がった

自治体の条例で
利用拡大が可能
(番号法9条2)

マイナンバーの利用範囲		
社会 保 障 分 野	年 金 分 野	⇒ <u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労 働 分 野	⇒ <u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福 祉 ・ 医 療 ・ そ の 他 分 野	⇒ <u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
税分野		⇒ <u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u>
災害対策分野		⇒ <u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u> ⇒ <u>被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u>
⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。		

別表第一(第9条関係)

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 2. 情報連携の仕組みと問題点 (7) 自治体の条例利用事務の問題点

ウ. 番号法の規定を超えて条例利用事務で情報連携対象が拡大

- 個人情報保護委員会規則第五号(2016年12月25日)として、提供できる事務は別表第二と趣旨または目的が同一で事務の内容が別表第二と類似していることと規定
- しかし、例えば番号法で認められた小児慢性特定疾病医療費の支給事務に準じる事務として、子どもの医療費助成事務全般や小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付事務など異質な事務にまで情報連携の対象が拡大

エ. 委員会規則による情報連携は予見不能な提供拡大の危険性

- 2015年番号利用拡大法で、条例利用事務の情報提供NWS利用が新設(19条8)
- 当初条例事務の情報連携は、個人情報保護委員会規則により可能とする方向で検討
しかし委員会規則によって情報連携を認めるのは、独自利用事務は法律では必ずしも予見可能できない事務であるにもかかわらず規則で提供制限を解除することになり、番号法で提供事務を定めている趣旨に整合しないとの懸念が指摘され、番号法の改正に

個人情報保護委員会規則による情報提供を認めている番号法(19条16)の違憲性

「個人情報保護委員会は「特定個人情報の適正な取扱いを確保」するために設置された監視機関にすぎない。かかる監視機関が情報提供範囲の拡大について権限をもつということになれば、個人のプライバシーへの介入が行政機関の自律的判断によって可能になることとなり、憲法が要求する「法律」による権利の制限(憲法41条、13条)という前提を逸脱する」 (玉蟲由樹日本大学法学部教授意見書)

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 2. 情報連携の仕組みと問題点

(8) 地方税関係情報の情報提供

国は、「番号制度」によって提供される個人情報とは以前から提供されていたものと変わらない、と説明
しかし「番号制度」にともなって、従来は提供されなかった個人情報や本人同意を要した情報が同意によらずに提供されるようになっていく

地方税関係情報の例

情報連携対象事務のうち地方税関係情報の提供に本人同意が必要な事務の告示（2017年5月29日）

地方税法の守秘義務と番号法の提供義務の関係＝別表第二の事務でも提供には本人同意が必要な事務を規定
法律で本人に行政機関に報告を行う義務が規定されているか、本人同意がある場合のみ情報連携可能



2018年6月「第8次地方分権一括法」で、一部事務で本人同意なく地方税関係情報の情報連携を可能に
行政の本人同意の手間を省くため、福祉サービスの対象者に新たに報告義務が課せられた

⑧マイナンバーを利用した地方税関係情報の情報連携を可能とするとともに、入所措置等の費用徴収に関する
事務処理において、行政機関が本人等の収入状況に関する報告を求めることを可能とする等の規定を整備
（児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法）

入所措置等の費用徴収に関する事務処理において、本人又はその扶養義務者の収入状況に関する報告要求等の規定を整備するとともに、マイナンバーを利用した地方税関係情報の情報連携が可能となる（※）。
この連携により、添付書類を省略でき、住民の利便性向上や地方公共団体の事務処理の効率化に資する。

※地方税法上、職員に守秘義務が規定されているが、行政機関による本人等の収入状況に関する報告を求める権限（報告要求）等を個別法に規定することにより、地方税関係情報の提供が許容される。

報告要求等の規定がないため、
地方税法上の守秘義務との関係で、情報連携に
対応できない



マイナンバーを利用した地方税関係情報の
情報連携が可能に

（施行日：公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日） 7

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 3. 情報提供NWS以外の情報連携 (1) 警察、公安機関への特定個人情報の提供と利用

- 19条14(旧19条12)＝刑事事件捜査や税の犯則調査その他政令で定める公益上の必要があるときに提供可能

番号法施行令(2014年3月31日)の別表では、破壊活動防止法、国際捜査共助等に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律など治安立法をふくめた26事務に提供認める

- 提供を認める理由・・・証拠として提出された書類にマイナンバーが含まれている場合を想定

「例えば、個人番号を漏えいした本法違反の刑事事件において、漏えいに係る特定個人情報を証拠として裁判所に提出する場合などである。このような場合にも調査等を制限することなく行うため、提供制限の例外とするものである。」(番号法逐条解説47頁)

- しかし、マイナンバーを指定して資料の提出要求を行うなど、積極的に使用することを認めている

個人情報保護委員会の「金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A

Q16－4税務調査において、個人番号を指定した調査要求があった場合、その個人番号に基づいて資料の検索を行うことはできますか。

A16－4税務当局が、番号法第19条第14号並びに番号法施行令第26条及び別表第8号の規定に従って、租税法令に基づき、納税者の個人番号を指定して資料の提出要求を行った場合、提出要求に対応する範囲で、個人番号に基づいて資料の検索を行うこと自体は法令に基づく適法な行為と解されます。(平成29年5月更新)

- 警察等の判断で利用・収集・保管が可能・・・チェックする仕組みがない

- ・第19条第12号から第16号で提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用できる(番号法第9条5)。第19条のいずれかに該当すれば、収集・保管できる(番号法第20条)
- ・個人情報保護委員会の指導助言、勧告命令、報告立入検査は適用除外。マイナポータルで提供状況確認もできない
- ・警察等に提供された特定個人情報の扱いについての、福島みずほ議員質問主意書(第189回国会質問第136号)

提供を求めた個別の刑事事件捜査に限定して利用されるのか、それともその他の刑事事件捜査等にも利用されるのか、「目的」と「限度」の判断基準を示されたい。・・・国は「個別具体的な事案に即して判断されるべきものであり、あらかじめお尋ねの『判断基準』をお示しすることは困難」

「国家による監視」による萎縮効果がもっとも懸念される警察や公安機関での恣意的利用が可能 40

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 3. 情報提供NWS以外の情報連携 (2) 自治体条例改正による警察等への特定個人情報オンライン提供

●番号法第19条14に規定された警察等への情報提供も、オンライン回線結合で可能に？！

「オンライン結合規制等、番号法に基づく適正な情報連携を禁止する旨を条例で定めている地方公共団体においては、番号法19条各号に列挙された場合であれば、特定個人情報のオンライン結合等を可能とするよう定めることが求められる」

(水町雅子・宇賀克也・梅田健史共著「自治体職員のための番号法解説[実務編]」139頁第一法規 2014年12月)

「(刑事事件捜査への提供等について)これらの場合には、特定個人情報の提供の必要性が大きい一方、不正な情報提供は想定し難いという理由で、情報提供ネットワークシステムを介しない特定個人情報の提供が認められている。」 (宇賀克也「番号法の逐条解説」99頁 2014年3月有斐閣)

●東京都の個人情報保護条例改正の例

オンラインによる保有個人情報の提供を原則禁止とする規定を、必要な保護措置を講じることによってオンラインによる保有個人情報の提供が原則可能となるよう改正することを答申

(2015年3月都情報公開・個人情報保護審議会(会長:宇賀克也東京大学大学院法学政治学研究科教授:当時))

「○ 都条例第11条第2項は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、オンラインによる保有個人情報を外部に提供することを禁止している。

○ 一方で、番号法は、異なる機関の間における特定個人情報の情報連携は、国が新たに構築する「情報提供ネットワークシステム」を通じて行うことを原則としており、オンラインによる提供を原則禁止する都条例の前記規定とは相反する考え方となっている。」

都条例におけるオンライン提供都条例におけるオンライン提供に関する規定の考え方について、原則禁止から原則可能に変更するとともに、従来の例外事由である「個人情報について必要な保護措置が講じられている場合」について、これを適用要件にする形で改正すべき

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 3. 情報提供NWS以外の情報連携 自治体と生活安全警察との間の情報共有

●警察、公安機関等での番号制度の「活用」として想定されること

- ・刑事警察⇒番号法9条5－19条14で「刑事事件捜査」に利用可能、個人番号カードによる身元確認
- ・公安警察⇒テロ対策等を理由に情報システムへの(不正)アクセス、法人番号の利用
- ・生活安全警察⇒災害や犯罪の弱者対策・児童虐待対策・青少年対策等での自治体との情報共有

●非行対策、被害の防止、保護等を理由 とした自治体との情報共有の拡大

- ・児童生徒の健全育成に向けた学校等と警察との連携
(平成9年文科省・警察庁通知、平成14年文科省通知)
- ・災害時要援護者(高齢者、障害者)データの共有
(平18ガイドライン、平25災対法改正で同意なき提供に)
- ・振り込め詐欺被害防止など高齢者情報の提供
(新宿区、世田谷区等で2018年に問題化)
- ・児童虐待リスク情報共有
(2019市町村と児童相談所共有システム、
児童相談所と警察の情報共有強化)

警察内の個人情報データベース作成、
データマッチング、外部との情報共有
に、マイナンバーが利用されていくの
ではないか⇒警察内の利用規制が必要

警察に個人情報を提供した自治体の例

対象者	本人の同意確認
墨田 65歳以上	なし
世田谷 65歳以上	なし
中野 70歳以上の単身者など	なし
目黒 65歳以上のみの世帯など	あり
江戸川 75歳以上のみの世帯など	あり
新宿 65歳以上	不同意のみ
狛江 60歳以上のみの世帯	不同意のみ

この10月から警察に渡し始めた新宿区は、「私の情報を提供しない」と郵便や電話などで区に伝えてきた人は対象から外す仕組みをとった。65歳以上の区民

目黒区と江戸川区は、郵便や庁舎窓口などで本人同意が得られた高齢者の分だけを警察に渡している。江戸川区の担当者は「個人情報保護を考えると、これが最善」。ただ、自ら区に意

思を伝える人は少なく、警察に情報が渡る人の数は目黒が全体の1割強、江戸川が約8割にそれぞれとまるといふ。「防犯の啓発が必要なのに、十分な働きかけができていないかもしれない」と江戸川区の担当者は課題を挙げる。

こうした中、世田谷区が警察への情報提供を定める方向で検討を始めた。取り組みを始めて11年が経っており、担当者は「個人情報への取り扱いに世間が注目し、敏感になった。他の啓発方法がないかどうか、考えたい」と話した。(岡雄一郎)

高齢者個人情報 警察に提供拡大

自治体から詐欺防止・火災に備え

深刻な振り込め詐欺被害の防止などの目的で、自治体が高齢者の個人情報や警察に渡す動きが広がる。警察官が直接、高齢者に注意を促す活動などに使っている。ただ、本人の同意なしの個人情報外部への提供には当事者を中心に懸念が根強く、世田谷区は提供をやめる方向で検討し始めた。

同区と墨田区は、65歳以上の区民の個人情報や本人の同意なく区内の警察署に渡してきた。弁護士らでつくる審議会の意見を聞いて区が必要と判断すれば、「同意なく外部提供ができる」と個人情報保護条例で定めてあるからだ。

「同意なし」に根強い懸念

世田谷区は中止検討

ただ、第二東京弁護士会

は、区に意思を伝えていない区民が「情報提供に同意したとはいえない」とする会長声明を出し、この方法を問題視した。

狛江市では14年、本人同意なしの提供が批判を浴び、名簿をいったん回収した上で拒んだ人の情報を除き、警察に渡し直す事態になった。

目黒区と江戸川区は、郵便や庁舎窓口などで本人同意が得られた高齢者の分だけを警察に渡している。江戸川区の担当者は「個人情報保護を考えると、これが最善」。ただ、自ら区に意

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 4. 本人確認にともなう問題 マイナンバー制度における本人確認

本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号カード・通知カード及び主務省令で定める書類の提示を受けること、又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない(番号法第16条)

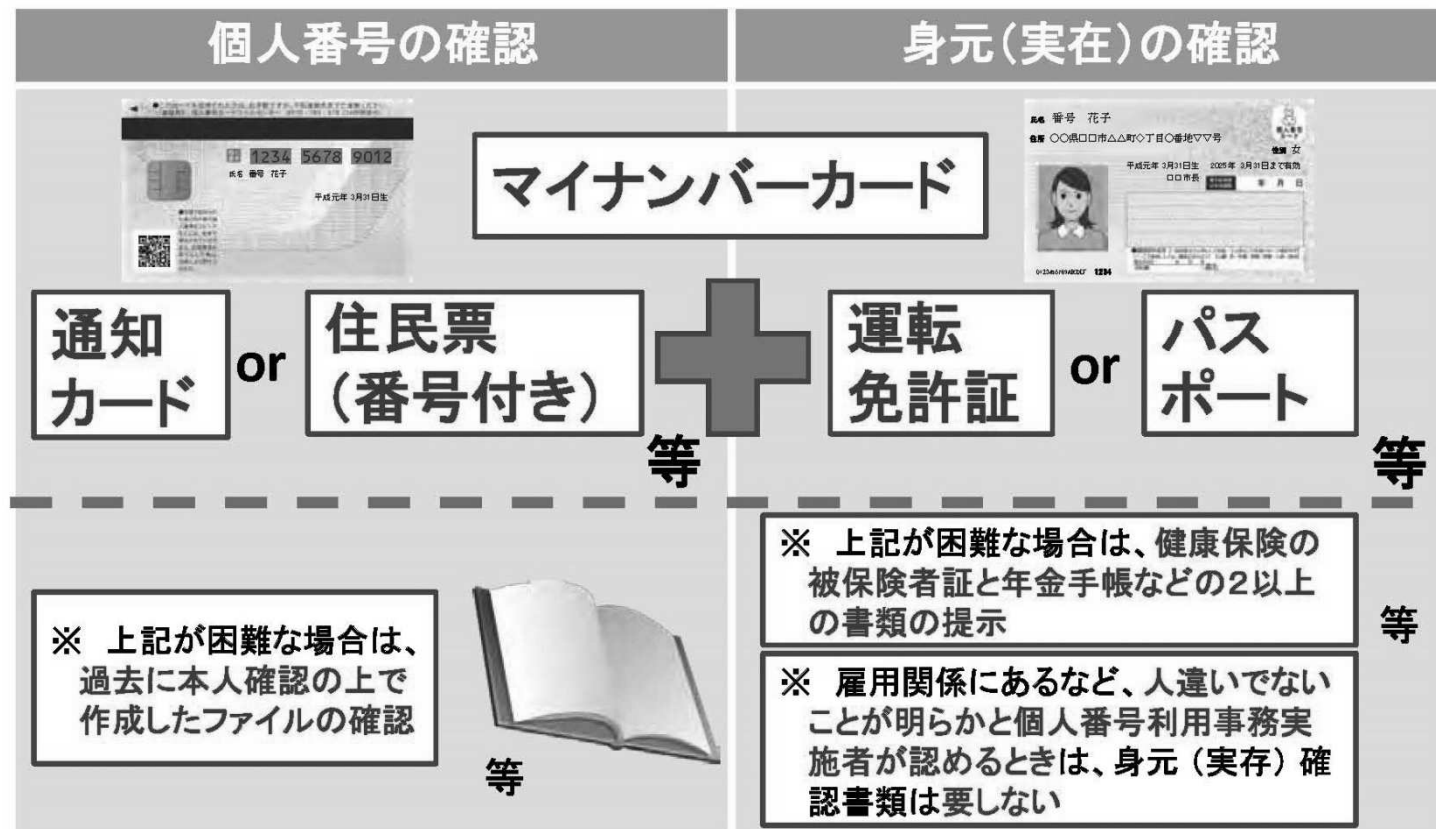
マイナンバー取得の際の本人確認では、
番号確認と身元確認を行います。



マイナンバー

概要資料

平成29年3月版より



第2.「番号制度」の仕組みと問題点 4. 本人確認にともなう問題 (1) 不必要な個人情報等を常に提示するプライバシー侵害

個人番号利用事務では本人確認書類の提出が必要で、住所・氏名・生年月日・性別の4情報をつねに提示
個人番号カードは広く身分証明書として利用することを認めているため、4情報も伝わる

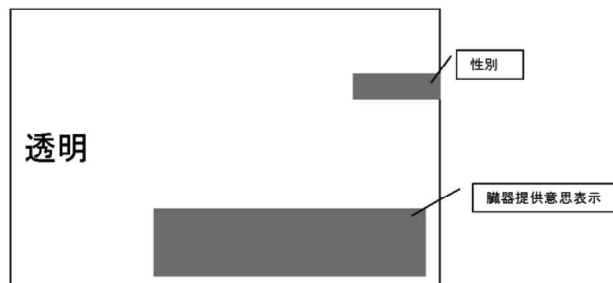


行政手続きにおいては、その処理に必要な必要最小限の個人情報を提供という原則に反する
DV等被害者などの場合、住所が伝わることにより危害を受けるおそれ
性同一障害者にとっては、戸籍上の性別を伝える精神的苦痛を強いられる

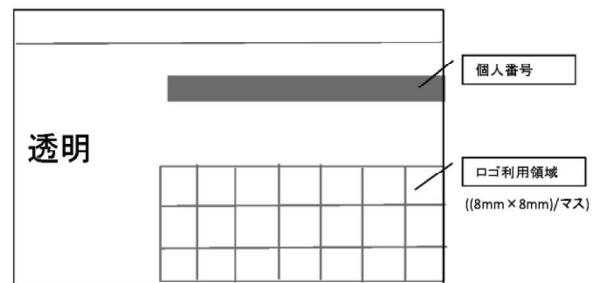
2015年5月の番号利用拡大法の衆議院
審議で、個人番号カードの性別の記載
の必要性や記載への配慮が問題になり、
性別やマイナンバーを隠すためのカード
ケースを配布することに

しかしカードケースから出されれば性別
がわかるだけでなく、通知カードを使って
番号確認をする場合は通知カードの券
面に性別が記載されており、不完全な
プライバシー保護策

カードケース（表）



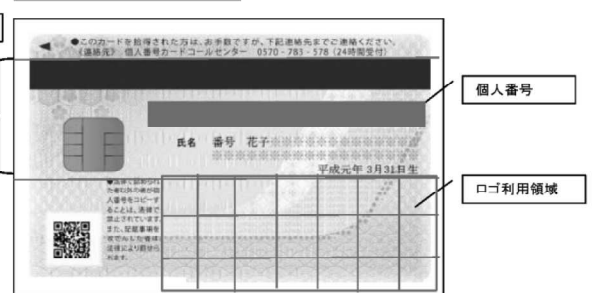
カードケース（裏）



挿入イメージ（表）



挿入イメージ（裏）



第2.「番号制度」の仕組みと問題点 4. 本人確認にともなう問題 (2) 成りすまし不正取得が可能な個人番号カードに本人確認を依存する危険

他人のマイナンバーカードを取得した例が3件報道

(1) 2016年8月に報じられた埼玉県熊谷市の例

親族名義のカード申請書を不正入手し自分の顔写真を貼って申請して2016年4月22日にだまし取った。親族と住所が同じで年齢も似ていたために同一人と信じて交付したとされています。

(2) 2016年9月に報じられた兵庫県芦屋市の例

姉妹のカードを作成する際に職員が誤って妹の申請書に姉の個人番号を記載してしまい姉(31歳)のカードに妹(26歳)の顔写真を掲載して発行したことが原因です。

(3) 2017年11月に報じられた東京都江戸川区の例

死亡した知人男性に成り済ましてマイナンバーカードの交付申請書を偽造して申請。フィリピンに出国した男性が死亡後、男性になりすまして住民票の住所を自分の家に変更し自宅に届いた書類を使って自分の写真で申請

マイナンバーカードの偽造利用の例……2019年6月5日 北九州市で逮捕

3月27日、北九州市小倉北区の銀行で、偽造された別人の個人番号カードを提示し、その名義での銀行口座の開設を申し込み、通帳1通をだまし取った疑い。3月末に同じ偽造カードを使って携帯電話を契約しようとしたところ、携帯電話会社から「おかしいカードを使っている」との通報があり発覚。

※(2018年)2月28日には横浜市で、交付前の個人番号カード78枚が盗まれる事件

成りすまし取得は起きないことを前提として「本人確認」の仕組みが作られていることは制度の欠陥

個人番号カードは、マイナンバー記入の際の本人確認書類として法的な根拠。そのため個人番号カードを示されれば、たとえその他の資料から別人の可能性を疑ったとしても、本人として手続きをせざるをえないと思われる

※住基カードも、成りすまし取得や偽造と対策のイタチごっこだった。

番号法では不正取得の罰則が新設されたが不正は発生している

第2.「番号制度」の仕組みと問題点 4. 本人確認にともなう問題

(4) 電子証明書のシリアル番号の個人識別コードとしての利用

● 公的個人認証サービス(JPKI)とは、電子的な印鑑登録・印鑑証明の仕組み

電子証明書は、オンライン手続きにおいて本人であること、文書が改竄されていないことを証明

2004年1月29日利用開始

2013年5月公的個人認証法改正

- ・民間事業者利用拡大
- ・利用者証明用電子証明書を新設
(ネットのログイン用)

● 地方公共団体情報システム機構

- ・認証局を運営
- ・住基ネットから失効情報等提供

● 電子証明書

マイナンバーカードのICチップに記録
有効期間は発行日から5回目誕生日

● 電子証明書利用が利用拡大の鍵に

健康保険証利用

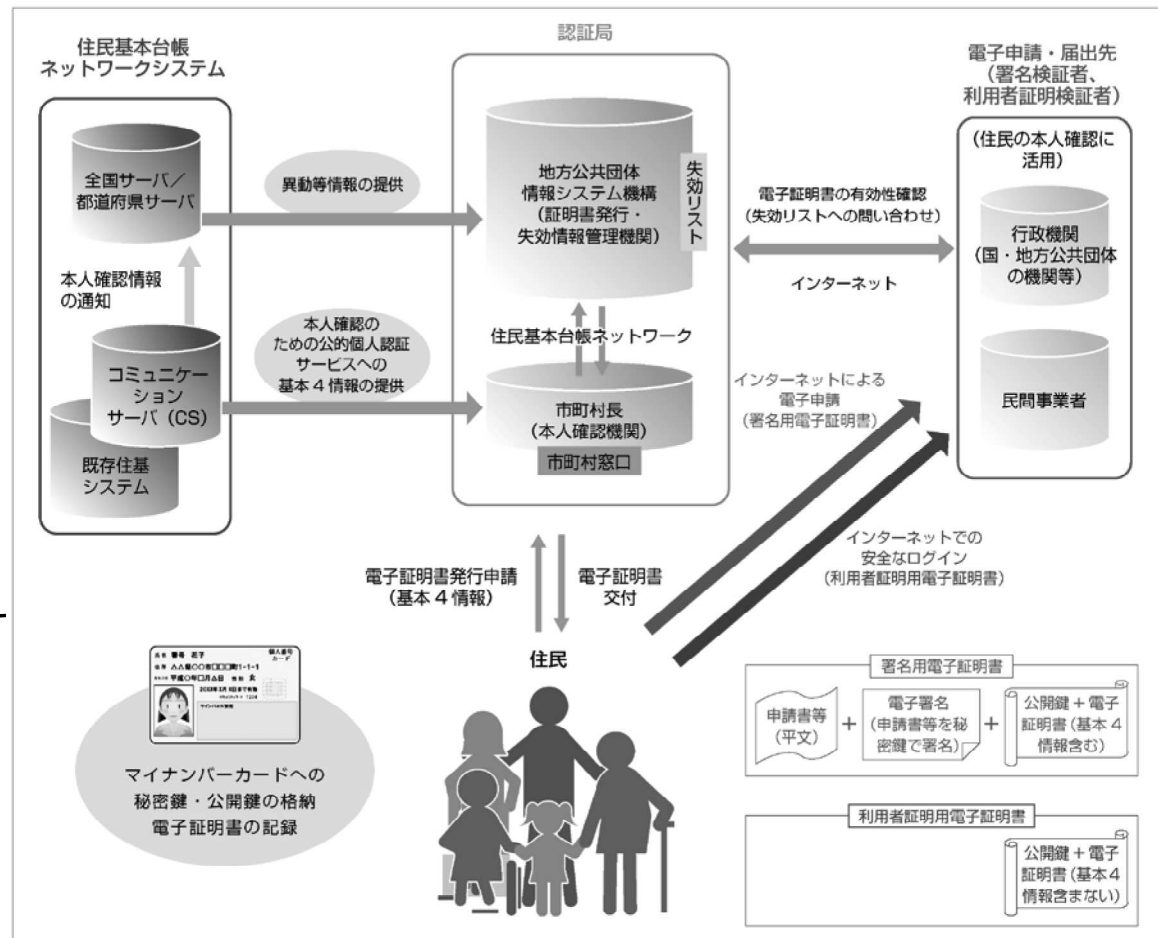
マイナポイント(マイキープラットフォーム)

ワンカード化

カジノ、イベント入場管理

証明書コンビニ交付 等

公的個人認証サービスの概要



マイナンバーカードのマイキー部分について

◎ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー(個人番号)は使用しません

マイナンバーカードの裏面



①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる
主体が限定

ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例:金融機関におけるインターネットバンキング等

- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構
利用者証明用公開鍵	

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例:印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も含めて幅広く
利用が可能

マイキー部分



第2.「番号制度」の仕組みと問題点 4. 本人確認にともなう問題 (4) 電子証明書のシリアル番号の個人識別コードとしての利用

●電子証明書シリアル番号を、マイナンバーの代わりに個人識別に利用

電子証明書を更新すると、発行(シリアル)番号も変わる＝個人識別には使えない



J-LISが提供する「利用者証明用の電子証明書の新旧シリアル番号の紐づけサービス」により新旧シリアル番号を履歴管理することで、個人の特定に利用可能に

情報連携用符号とシリアル番号を紐づけることで、情報提供ネットワークシステムにつなげることが可能に

●問題点

1) 個人識別・特定に利用することの法的根拠や規制がない。市民への説明がない

法律で利用が限定されるマイナンバーの代わりに民間利用などに拡大

2) 個人番号カードの利用の記録が行政等のデータベースに記録され名寄せ可能になると、住基ネット最高裁判決に抵触しないか

「(原審＝大阪高裁判決は)住民が住基カードを用いて行政サービスを受けた場合、行政機関のコンピュータに残った記録を住民票コードで名寄せすることが可能であることなどを根拠として、住基ネットにより、個々の住民の多くのプライバシー情報が住民票コードを付されてデータマッチングされ、本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される具体的な危険が生じていると判示する。

・・・しかし・・・システム上、住基カード内に記録された住民票コード等の本人確認情報が行政サービスを提供した行政機関のコンピュータに残る仕組みになっているというような事情はうかがわれない。」

(平成20年3月6日最高裁判決(平成19(オ)403))

※J-LIS マイナンバーカードの電子証明書の更新ができないトラブル発生

2019年11月11日に複数自治体で発生、2日後に更新を再開(2016年交付開始後の初の更新)

11月から電子証明書更新通知(有効期間は発行の日から5回目の誕生日まで。3ヶ月前から手続可能)

第3. 日本年金機構のデータ入力再委託の問題点

1. 委託による漏えいの危険

「違法再委託によるマイナンバーの漏えいはどうなっているか」参照

共通番号いらないネットサイト <http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=270>

●番号法では委託元の許諾を得ない再委託は違法

個人情報保護委員会「特定個人情報等のデータ入力業務の委託先に対する監督について」(2019年3月)

「委託元は、再委託先に対する間接的な監督義務を負っており、再委託先で漏えい等が生じた場合には、委託元の再委託先に対する監督責任が問われる」「無断で再委託を行った場合には番号法違反及び番号法上の漏えいに該当」

●委託元の許諾をとらない違法な特定個人情報の再委託は、公表された件数だけで計425万件以上

年金機構 2018年3月20日 SAY企画、4月6日恵和ビジネス(マイナンバーを含む再委託16件10名分)

2018年12月14日システムズ・デザイン社 (国税庁約70万件、自治体約171万件)

2019年1月8日AGS株式会社 埼玉県6自治体(税情報約46万件)

2019年8月30日個人情報保護委員会の指導 日商エレクトロニクスと合同会社NEW FEEL追加

2019年10月25日個人情報保護委員会令和元年度上半期活動実績で報告 4件約1,345,600人分

●明らかになったのは氷山の一角？

民間事業者も、従業員のマイナンバー管理を代行会社に委託

●裁判でも番号制度全体の安全性を根底からゆるがす問題として追及

無許諾再委託は特定個人情報行政機関のコントロールから完全に逸脱してどこでどのように流通しているか全く把握できない事態

神奈川訴訟では、実態解明のための情報公開請求をふまえて、マイナンバーを扱う事業者が法規制や保護措置を理解していないこと、違法再委託が広範になされていること、漏えい件数が格段に多いこと、海外にも流出していること、行政側も必要かつ適切な監督を行っていないこと、個人情報保護委員会が機能不全に陥っていることなどを指摘

第3. 日本年金機構のデータ入力再委託の問題点

2. 情報連携のむずかしさ

不正再委託の発覚により、2018年3月から予定されていた年金情報の情報連携は再び「延期」
3月22日年金の情報連携の「抑止」の通知では、3点の延期理由

(1) 機構の業務管理面の課題

機構の外部委託業者の業務が適切でなかった事案があったことを受け、機構において外部委託事業者に対する監督体制の在り方の見直しを図る必要がある。

(2) 機関間試験において把握された課題

機構等と地方自治体等との間での機関間試験において、一部の事務手続について、適切に情報照会できない不具合が起こることが判明している。

(3) 情報照会機関における事務運用に係る課題について

年金制度は複雑であり、かつ、年金額に関する情報については、情報連携で提供される情報項目が極めて多く、その解釈も難しいことによる地方公共団体等の情報照会機関における事務運用上の懸念がある。



対策として業務マニュアルを作成し、情報照会機関に対して提供すること等の必要な支援を行うと説明

「事務の効率化や正確性の向上を期待されている情報連携が、データの設定一つで大量の誤った情報を提供する危険を示しています。また業務マニュアルを参照しながらでなければ提供された情報を利用できないようでは、情報照会機関の事務はかえって非効率になるおそれ」

※2019年 厚労省関係事務の一部で情報連携用情報に誤り 情報連携一時停止・省令改正へ

厚労省サイト9月10日、11月1日＝「想定されていない情報が提供される状態にあることが判明」

9月10日 地方税情報一時停止 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00008.html

11月1日 一部の情報連携の一時停止 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00010.html

11月1日 省令の改正 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00011.html

第4. プライバシー侵害を生じさせる危険性

1. 個人情報保護委員会が実効ある調査や指導監督を行っていない

(1) 市民からの疑問に応えようとしない姿勢

共通番号いらないネットで個人情報保護委員会に質問書

2018年1月30日、特別税額通知書の誤送付等による漏えいの発生や情報連携システムに対する会計検査院の指摘、日本年金機構の不正再委託の発覚などについて質問書

⇒4月4日、個別の事案に関する質問なので回答しない

2019年2月6日、違法再委託の実態を市民に明らかにするよう求める質問書

⇒2月25日、個別の検査事案等に関する質問である等の理由で回答できない

(2) ヒアリングにより明らかになった個人情報保護委員会の対応

2018年8月29日 参議院内閣委田村委員の仲介で、個人情報保護委員会へのヒアリング

- ・事例の内容、委員会の行った調査や指導の内容など、具体的な事柄は、「個別の内容はお答えできない」
- ・住民税の特別徴収税額通知を送付した自治体や送付された事業者の安全管理措置、会計検査院に指摘を受けた情報連携の機関などについて、委員会として調査を行っていない
- ・特別徴収税額通知へのマイナンバーの記載を市町村に迫り漏えいの原因を作った総務省に対しては、「制度官庁の制度設計に対する指導監督は想定していない」

(3) 特定個人情報保護評価制度でリスクは防げるのか

- ・特別徴収税額通知や情報連携、年金機構など、評価書に記載されたリスク対策が実行されていない実態が発覚
- ・特別徴収税額通知の誤送付等では、委員会は「特定個人情報保護評価では人為的ミスは防げない」と回答
- ・書類上の不備をチェックされているだけで、評価書に反した運用がされていても、運用を止めることができない

第4. プライバシー侵害を生じさせる危険性

2. マイナポータルのもたらすプライバシーや財産の侵害

(1) 情報格差対策としての任意代理人の危険性

情報格差(デジタル・デバイド)対策として、任意代理人による操作を認める・・・政府の担当者もその危険性を指摘

「マイ・ポータルというのは極めて危険度が高いです。逆に言うと自分の情報を全部見ることができてしまうというのは極めて危険度が高いので、そういう意味では代理をする場合でも、やはり一定の非常に高いセキュリティー、あるいは厳格な要件を設けざるを得ないと思っています。

例えば、高齢者の方でも成人後見人制度で成人後見になってしまいますと、自動的に法的代理が発生しますけれども、逆に言うとそういう場合に相続などの関係で、利益相反ということが起こることは十分あります。また、親が子どもの法定代理人になりますけれども、親子関係であっても、例えばドメスティックバイオレンスなどで子どもを連れて逃げている場合などは、逆に子どもの情報を得ることによって住所を引き出せることが考えられます」

(番号制度シンポジウム2011年11月25日鳥取会場議事録45頁)

(2) 不正閲覧で個人の情報がすべて漏洩

個人番号カードに内蔵する電子証明書とパスワードにより本人確認してアクセス

個人番号カードとパスワードが不正に入手すれば、他人の個人情報を閲覧したり、他人に成りすまして手続き可能

国会答弁では

「マイポータルはアクセスさえできてしまえば、ある一人の番号付きの情報が全て得られる」(2013年3月27日、4月24日衆議院内閣委員会)

「番号制度があるなしにかかわらず、そのような不正、詐欺事件というのは起こり得る」(2013年4月3日衆院内閣委)
(マイナンバーカードと暗証番号を一緒に紛失したり他人に預けるリスクの質問に)「そもそも、成り済まし防止のための暗証番号というものはマイナンバーカードとは別に適切に保管していただくことが前提」(2018年5月9日参院厚労委)

※暗証番号は4種登録必要(6桁～16桁と4桁3種)・・・覚えられるか！

第4. プライバシー侵害を生じさせる危険性

3. DV等被害者の住所等が加害者に伝わる危険性

DV等被害への影響を配慮せずに作られ事後的な対策に追われている「番号制度」は、生命、身体及びプライバシーに関する権利への現実的な脅威

(1) 番号通知による危険性

個人番号の通知は、住民票の世帯単位に送付されるため、DV等被害者の通知カードが加害者の手元に渡ると、通知カードを取りに来いなどと言われ命にかかわる事態を招くおそれもあることが指摘(2013年5月21日参議院内閣委)

通知送付開始直前の2015年8月7日にやっと、住民登録地で通知カードを受け取れないDV等被害者への送付先登録を8月24日から9月25日までの1カ月間で行うことを周知……手続きできなかった被害者も少なくないと指摘

(2) 情報連携とマイナポータルの利用による危険性

2017年7月18日の情報提供ネットワークシステム試行運用開始直前の7月13日に、政府はDV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定について自治体に通知

＜対策＞・情報提供先から伝わる危険性に対して、自動的に情報を提供しないための「自動応答不可フラグ」の設定
・マイナポータルから伝わる危険性に対して、開示を行わない「不開示該当フラグ」の設定

しかし同じ自治体内でも他の所管から漏えいする事件が発生している現実をみれば、提供先の機関まで対策を徹底することは極めて困難

(3) 被害者や自治体に提供の選択権を認めない「番号制度」の危険性

情報提供にあたって本人や自治体の選択権を認めない「番号制度」の欠陥が、さらに危険性を増大

情報照会元自治体に加害者が居住し情報提供により居所等が伝わる可能性を察知しても、自動応答による提供を停止して職員が対応することになるだけで、あくまで提供を求められれば番号法22条の規定により提供せざるをえない

※マイナンバー制度におけるDV・虐待等被害者対策の国の通知類

<http://yabure.kokuseki.info/cns/non-disclosure/>

金沢市の特定個人情報保護評価書でDV被害者等対応の記載例

＜番号連携システムのソフトウェアにおける措置＞

・慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。

(住民基本台帳に関する事務全項目評価書 58頁)

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

金沢市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和1年6月28日

第5.「番号制度」が権利行使を萎縮させること

自らの知らないところで行政が個人情報を利用することに対する住民の不安に触れてきた

子どもの医療費助成の申請を躊躇った母親……情報が教委に伝わり就学のときに不利にならないかと不安

生活保護相談で、相談・受給情報が就労の際に不利にならないかと不安

障害者の手帳が職場にバレて、解雇された方の相談



「社会保障・税番号大綱」(15頁)が指摘する「萎縮効果」は表現の自由などの権利行使だけではなく、自分の知らないところで情報が共有化され不利な扱いを受ける可能性への不安で、社会保障サービスを受ける権利も萎縮させる危険



マイナンバー制度で不安が現実化しつつある

- ・厚生労働省「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」が、乳幼児健診・妊婦健診情報をマイナンバーにより管理し他自治体や就学时健診など学校に引き継ぐ報告書⇒2019年5月母子保健法改正⇒2020年実施
- ・文科省は2019年10月21日、データ時代における学校健康診断情報の利活用検討会開始

個人情報の共有は支援の充実につながることもあるが、様々な差別がある現実の中では不利益につながることもある
法律で認められていても、一人一人にとって提供してほしくない情報は異なる



個人情報の共有が幸福追求の権利(憲法13条)を保障するためには、本人が自己情報の使われ方が容易に理解でき、利用・提供についての本人の選択権があることが必要

しかし「番号制度」は本人の選択権を認めず、あまりにも複雑な制度で使われ方は市民に理解不能

職員にとっても、個人番号の提供の際は何に利用するか説明が求められるが、「番号制度」での利用のされ方をすべて説明することは困難で過重な負担

第6.「番号制度」の行政目的について

1. 欠落している「国民が自己情報をコントロールできる社会の実現」

番号制度が実現すべき社会として、「社会保障・税番号大綱」では5点の目的

番号法第1条(目的)では

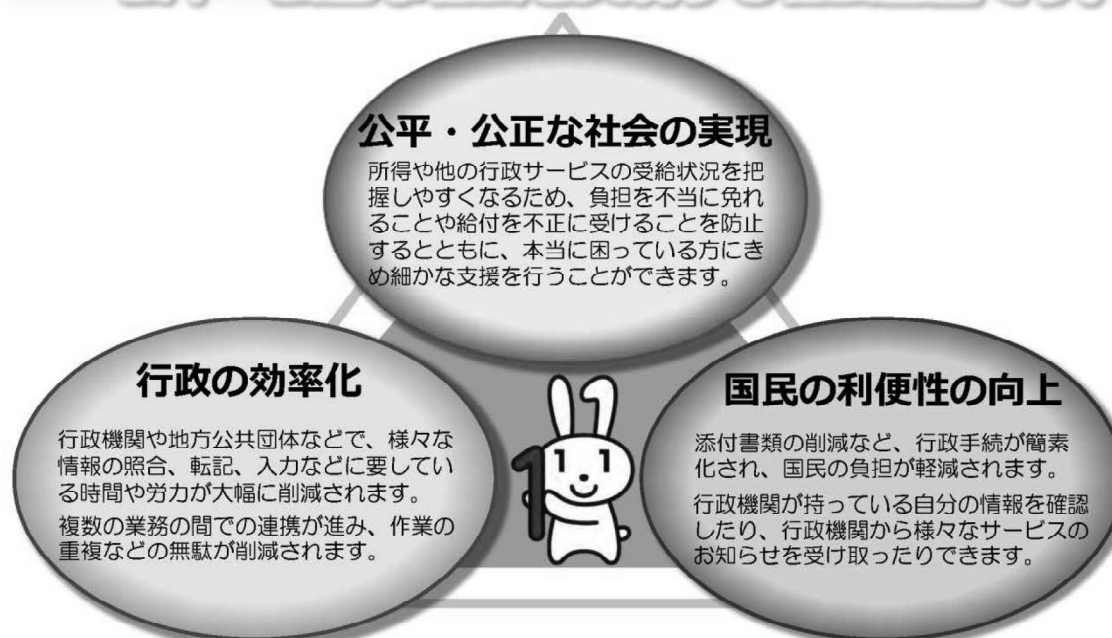
- ① より公平・公正な社会……………国会審議で議員修正により追加
- ② 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会……「社会保障」は目的には明記されず
- ③ 行政に過誤や無駄のない社会……………目的に「効率的な情報の管理及び迅速な情報の授受」
- ④ 国民にとって利便性の高い社会……………目的に「手続の簡素化、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上」
- ⑤ 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会……目的から欠落

マイナンバー制度

概要資料

2018年8月版より

マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



第6.「番号制度」の行政目的について

2. 効率化、公平、利便性向上の現実

(1) 市民や自治体で個人番号カードの利用が広がっていない

2019年11月1日現在 18,233,942枚(14.3%) ※2015年度予算3000万枚、自民党ロードマップ2019.3月8700万枚
内閣府世論調査(2018.10実施)＝「国民の理解」得られず、「必要」も認めていない

マイナンバーカード取得予定ない53.0%、マイナポータル利用しない62.2%、マイナンバーに期待ない39.8%
<https://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h30/h30-mainan.pdf>

(2) 利用者と自治体には、「本人確認」という新たな負担が生じている

住民にとって、従来不要だった「本人確認書類」の持参・郵送が新たに必要に
窓口職員にとって何が身元確認書類に該当するかの確認に悩まされる⇒確認を誤ると番号法16条違反に

(3) 情報連携による自治体現場の負担軽減は極めて限定的

必要になるのは市区町村を超えて他の自治体や機関との間で情報照会する場合⇒手続きはごく一部
照会に本人同意が必要な場合は利用できない

(4) マイナンバーの利用・管理のための新たな負担

マイナンバーが書類やデータに記載されると、特定個人情報のガイドラインに従った安全管理措置の負担が発生
日常業務では、できるだけマイナンバーに触れないようにして影響を避けたいというのが本音

(5) 「公正な給付と負担」とは不正摘発・負担拡大・徴収強化か

「番号制度」の導入時は、「真に手を差し伸べるべき者に対する社会保障の充実」や「総合合算制度」による自己負担の抑制などが強調され期待

「番号制度」開始後はこれら充実や負担軽減は語られることがなくなり、マイナンバーの活用策としては生活保護の不正・不適正受給対策の徹底や、医療保険や介護保険での金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担や、年金保険料の徴収強化などばかり

横浜地裁判決(2019年9月26日)をどう見るかー反対運動の観点から

横浜地裁が不当判決、しかし原告の指摘した問題点は認める

<http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=264>

●争点の自己情報コントロール権は認めず

憲法13条は「みだりに第三者に開示または公表されない自由」を保障……収集、保有、管理、利用等の過程に言及

●「情報ネットワークに接続されない自由」について

自己の意思に基づかずに情報ネットワークシステムに接続されない自由をあらゆる場合を通じて一律に保障していると解することは困難で、秘匿が求められる程度などを考慮することが必要

●安全措置によっても漏えいを完全に防ぐことは困難と認める

「番号制度の運用開始以後、行政機関等における過誤や不正、民間事業者の違法な再委託及び欺罔等による不正な取得により、個人番号及び特定個人情報の漏えいが生じていることに鑑みると、上記安全措置によっても、個人番号及び特定個人情報の漏えいを完全に防ぐことが困難であることは否定できない。」(判決p.66)

国に制度の運用に伴う弊害防止に向けた不断の検討と必要に応じた改善を求める(判決p.67)

●名寄せの危険性を軽視する重大な誤り

現状で被害が確認されていないなどとして、名寄せは困難で「流出した個人番号を共通の鍵として本人の他の個人情報をも名寄せ、突合される危険性があるということとはできない」(判決p.67)

●番号法の目的が実現していないことは認めつつ、制度の導入時だからと判断

行政運営は効率化しておらず、逆に負担が増えていると主張したことに、「将来継続的に効果を生ずる制度を導入する際、一般に、導入時に一時的に多大な負担が生じることは、その性質上やむを得ない」(判決p.57)

公正な給付と負担の確保に役立っていないことは認めつつ、「制度の導入から間もない時期に、その制度を活用する具体的立法がなされていないことから直ちに立法事実を欠くものということとはできない。」(判決p.58)

●個人情報保護措置が機能していない実態を見ない判決

法律の規定をなぞるだけ。どのような仕組みを用意したかだけで、その仕組みが有効に機能しているか判断せず

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針

マイナンバーカードの普及促進等のポイント

デジタル・ガバメント閣僚会議
(令和元年6月4日)決定

- 国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。
- 関係府省庁が連携し、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施」や「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」など、マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する。

1. 自治体ポイントの実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として令和2年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用。
- マイキープラットフォームの改修や制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、利用環境の整備等を着実に進める。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し、具体的な工程表を8月を目途に公表。医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施。
- 令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策を本年8月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進。

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を8月を目途に公表。市町村ごとのマイナンバーカード交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を実施。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

全体スケジュール

デジタル・ガバメント閣僚会議
(令和元年9月3日) 決定

(マイナンバーカード交付枚数 (想定))

2020年7月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年3月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年3月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有	

(マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備)

2019年10月	「医療情報化支援基金」設置、医療機関等におけるシステムの検討を継続
2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2021年10月	マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始
2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す